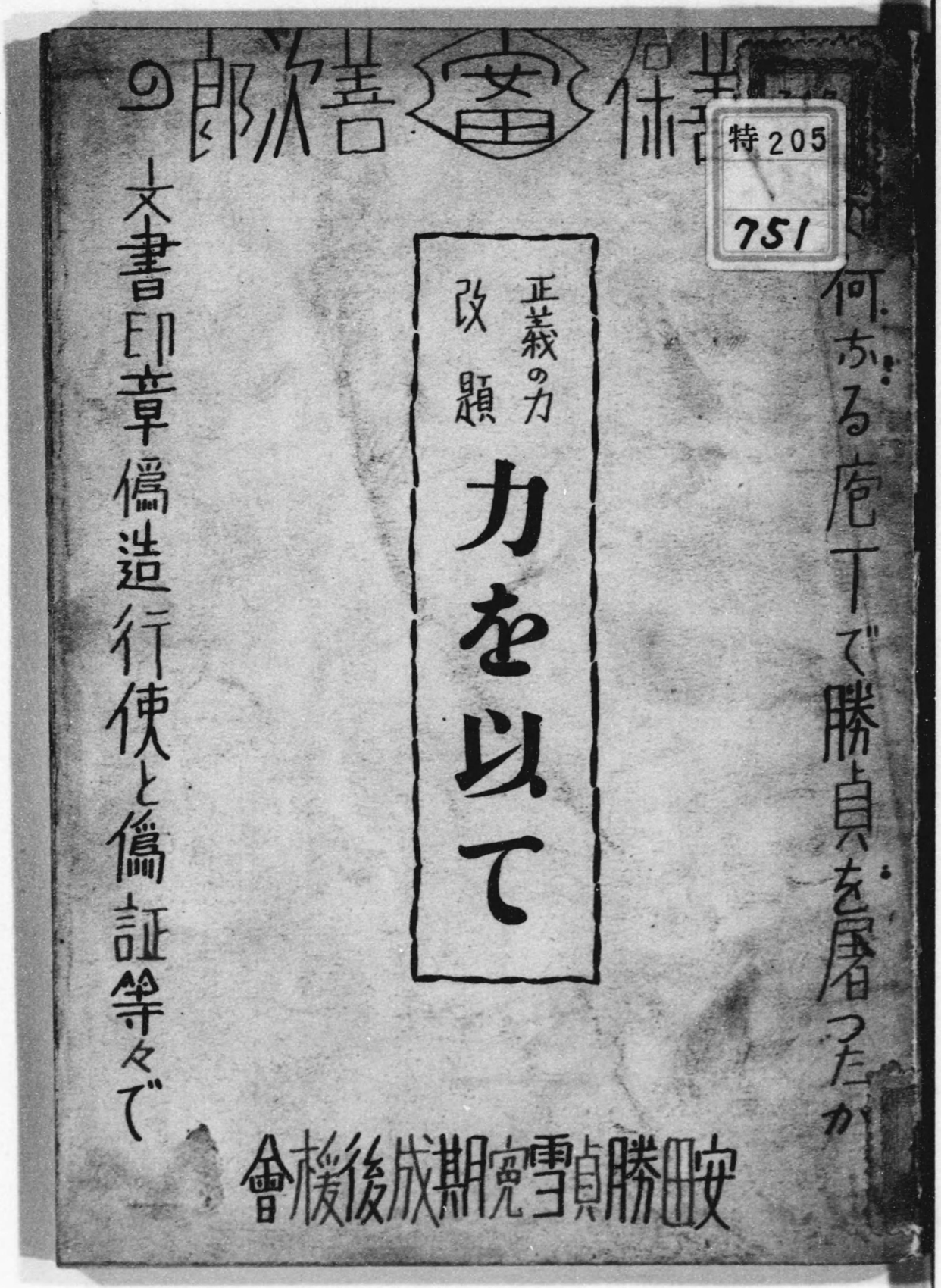

2

0025736000

0025736-000

特２０５－７５１

力を以て

南三郎・著

安田勝貞雪冤期成後援会

昭和８

ADF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

特205
751

◉著者の辭〰〰後援會は曩日『正義の力』幾萬を上梓（非賣品）して天下有識者の座右に配送し、本會の意のある所を宣明した。忽忙の際編輯餘りに粗笨なりしを遺憾とす。今回之を『力を以て』と改題し、內容を整理增補して更に一般の考慮を乞ふべく、賣品として世に徇ふる事とした。讀者諒焉

昭和八年三月三日

著者識

豪華の夢に耽溺の

安田善次郎

安田善助

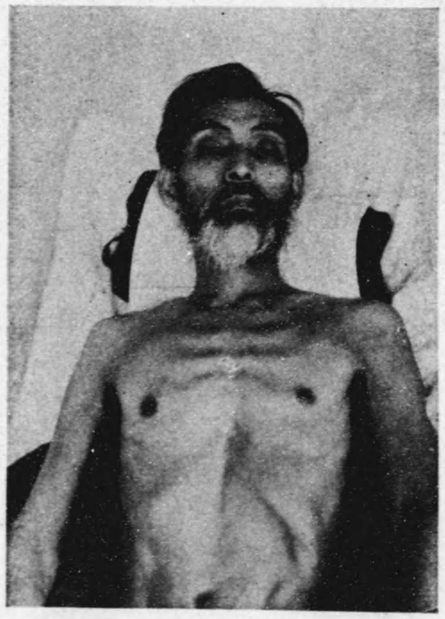

冤罪に仰臥三年の安田勝貞

力を以て（正義の力改題）

目次

（一）緒論……一
（二）安田勝貞とは如何なる人か……二
（三）安田保善社とは如何なるものか……三
（イ）安田保善社創立の大意……三
（ロ）安田保善社規約……六
（ハ）合名會社安田保善社定欵……一一
（四）安田勝貞（舊名善造）安田保善社を脱退す……一四
（五）安田保善社脱退前後に於ける安田勝貞の行動……一五
（六）安田勝貞が所刑さるゝに至る迄の概畧……一六
（七）安田勝貞は如何に處刑されたか……一七
（八）安田勝貞並に彼の債權者に對する安田保善社の不正不法行爲……一七

發行所寄贈本

之を指揮監督する者は

二月十七日雪中奔躍のチンドン屋風景

本會廣告部飯沼五百里

(九)(一〇) 安田勝貞の債權者萬代一太郎は安田保善社と安田善次郎に對して起訴……一八
暴露した安田保善社の新舊罪惡棚卸し……一九
(イ) 安田家々憲同補則……所謂僞造家憲……二〇
(ロ) 第一次證據保全申請事件……安田家々憲同補則(大正八年の物)と佐島啓助
提出に係るものとの對照……二五
(ハ) 第二次證據保全申請事件……佐島啓助提出に係る大正九年六月二十四日付
の安田家々憲同補則なるものゝ原本の存否檢證……三〇
(一一)(一二)(一三)(一四)(一五)(一六)(一七) 安田家々憲同補則……(眞正のもの)……三四
印章僞造行使事件の詳細を記述す……四五
追　記……五一
安田勝貞の寃罪に對する關係辯護士の上申書……五八
安田勝貞雪寃期成後援會生る……五九
安田勝貞雪寃期成後援會事務所設置と第一回總會……六二
大演說會の準備……六三

(一八)(一九)(二〇)(二一)(二二)(二三)(二四)(二五)(二六)(二七)(二八)(二九)(三〇)(三一) 演說會開催の通知と招待狀……六七
頭山、田中兩先生に本會の批評並に指導を懇請せる書翰……六九
頭山、田中兩先生の本會に寄せられたる返翰……七一
第一回演說會の中止となる迄……七五
大久保新報の號外……七六
青山會館に於ける本會主催の演說會に對する準備と宣傳……七七
大久保新報の號外……七九
青山會館に於ける演說會當日の光景並に出演者の演說中止……七九
無名士の寄贈品と本會の之に對する措置……八二
安田勝貞より感謝狀來る……八三
權藤成卿先生に批判を乞ふ書翰並に其の返翰……八四
安田保善社と安田善次郎に對する不正不法行爲批判連續演說會……八五
大久保新報の號外……八六
各新聞へ連續演說會開催の廣告……八七

(三) 連續演說會開催と各方面への通知狀……八八
(三) 此の事件を取り扱つた僅少稀有の新聞雜誌……八九
(四) 連續より全國巡回演說會に至る迄と本會員の努力……九一

—終—

力を以て

（正義の力改題）

安田勝貞雪寃期成後援會編輯

發行所寄贈本

(一) 緒論

我國の現狀は憂ふべき幾多の問題を包藏して居る。就中、思想界の紛訌は前古未曾有で、今や朝野共に其の始末に困つて居る。宗教に權威がなくなり、敎育に一定の精神がなくなつて居る以上、斯くなりゆくのは當然で、今更驚いて居る人達の暢氣さ加減に驚かされざるを得ないのを遺憾とする。

近時司法部內に於て發覺された判事「赤」問題の如きも、其の實思想界の紛訌より發生せる一現象で、遂に我國司法權の尊嚴を汚辱し、國民の信賴を擾亂した著しき事例であり、人も我も開いた口が閉がらぬ始末であるが、扨て、斯くの如くに至りた原因に付ては多くの場合閑却されて居る傾向がある。其の末節枝葉に囚はれて、其の根本を究明芟除せざる以上は、次に〳〵同類同態の事件

(三) 連續演說會開催と各方面への通知狀……八八
(三)(三) 此の事件を取り扱つた僅少稀有の新聞雜誌……八九
(三)(三) 連續より全國巡回演說會に至る迄と本會員の努力……九一

—終—

力を以て

（正義の力改題）

安田勝貞雪冤期成後援會編輯

發行所寄贈本

(一) 緒論

我國の現狀は憂ふべき幾多の問題を包藏して居る。就中、思想界の紛訌は前古未曾有で、今や朝野共に其の始末に困つて居る。宗教に權威がなくなり、教育に一定の精神がなくなつて居る以上、斯くなりゆくのは當然で、今更驚いて居る人達の暢氣さ加減に驚かされざるを得ないのを遺憾とする。

近時司法部内に於て發覺された判事「赤」問題の如きも、其の實思想界の紛訌より發生せる一現象で、遂に我國司法權の尊嚴を汚辱し、國民の信賴を攪亂した著しき事例であり、人も我も開いた口が閉がらぬ始末であるが、扨て、斯くの如くに至りた原因に付ては多くの場合閑却されて居る傾向がある。其の末節枝葉に囚はれて、其の根本を究明芟除せざる以上は、次に〳〵同類同態の事件

が派生しないと誰が保證し得るものぞ。

吾人は曩日本會を組織して檄を中外に飛ばしつゝある所以は、彼と趣きを異にしては居るけれど同じく司法權の尊嚴を汚辱した重大事案であり、斯くの如き事が反覆さるゝに於ては、我等は一日も枕を高くして居る事が出來ない事件である事を痛感し、玆に世の爲め人の爲め　社會公共の爲め「正義の力」を糾合して破邪顯正の一途に邁進せんとして居る。以下項を重ねて縷述するであらう。

（二）安田勝貞とは如何なる人か

安田勝貞は富山縣若栗村西田牧三の三男、二十四歳の時安田彌五郎（舊姓太田）の養子となり、彌五郎の三女ハツと結婚した。

明治三十九年早稻田の政治科を出で、安田保善社に入り、次で安田銀行員となり、大正四五年頃は山形縣酒田支店長を勤めて居た。其の後各地の支店長を經て熊本肥後銀行の常務取締役となり、大正十二年一月頃には千葉市九十八銀行、八王子三十六銀行等の頭取となり、大正十三年七月頃色々の問題を起し、遂に同年十一月四日安田保善社を脫退した。

彼の保善社脫退は勿論彼自身の意思であり希望でもあつたのである。併し、脫退に伴ふ保善社の

持分權に付ては決して「放棄」したものでなく、無償で讓渡を承認したものでもない。唯、彼自身安田家々憲同補則に違背して投機に手を染めた事に付ては、衷心忸怩たるものがあつた。それ故に彼は此の持分權に關する條文の適用に對し、自己の解釋を徹底せしむる勇氣を缺きたる憾あるのみならず、寧ろ他より強要せらるゝ文書又は其の他の行爲に默認を與ふるの已むを得ざる地位にあつたかに見ゆる點が多い。且つや本件に關しては、彼に對する債權者蹴飛ばし策としては頗る恰好の措置であるべく見えた所より、凡てを自己に有利に解釋し、深く事件の推移に留意しなかつたものと判斷さるゝ。

彼の此の擧動は保善社に反影し、玆に保善社の不正不法が行はれ、遂に回復すべからざる事件を惹起するに至りたものである。

（三）安田保善社とは如何なるものか

安田保善社なるものを說明せんとするには、安田保善社創立の大意、安田保善社規約、合名會社安田保善社定款なるもの等々を見れば判る。此の創立の大意なるものは、明治二十年七月故安田善次郎が五十歳の時に書いたものである。今之等を左に摘錄して安田保善社とは如何なるものである

かを說明する代はりとする。

（イ）保護計劃立の大意

古語ニ曰ク、創業ハ易ク守成ハ難シト余此語ヲ聞クコト久シ而シテ余恒ニ之ヲ余ノ經歷ニ徵シ創業守成素ヨリ難易ヲ以テ軒輊スヘカラサルヲ信セリ夫創業ナルモノハ其業ノ何タルニ關セス豫圖能ニ立チ成算已ニ定マルト雖モ其實際ノ進行ニ當リテ往々不測ノ障害ヲ生シ動モスレハ中途ニシテ多年ノ計畫モ水泡ニ歸セントスル難厄ニ遭フコトアリ故ニ勤勵耐忍能ク百難ヲ排シ明察果斷以テ其宜シキニ處スルニアラサレハ其功ヲ遂クル能ハス然リ而シテ古來之ヲ守成ニ比シテ易シト謂フ所以ノモノハ他無シ創業ノ艱苦ヲ知ラサルモノ守成ノ任ニ當ル時ハ或ハ安逸ニ狃レ驕奢ニ陷ルノ弊ナシトセス若シ一旦此弊ヲ生センカ永遠ノ富盛モ其久シキヲ保ツ能ハサル處レアルヲ以テ重キヲ守成ニ置キタルモノニシテ余カ創業守成素ヨリ軒輊ナシト云フハ躬自ラ創業ノ艱苦ヲ經而シテ後其成ヲ處スルカ故ノミ豈僭戒セルヘケンヤ。

抑我安田銀行ノ濫觴ハ今ヲ距ルコト二十六年即チ文久三癸亥年十二月余カ一小店ヲ江戸新乘物町（人形町通リ長五郎横丁ト云フ）ニ開キ金銀兩替及經節砂糖海苔ノ卸小賣ヲ營ミシニ起因セリ爾後漸ク資本ヲ增殖シ慶應乙丑元年三月小舟町三丁目ヘ移轉シ安田商店ト稱シ金銀兩替ヲ以テ專業ト爲ス

千時幕府貨幣改造ノ令ヲ布キ金座役所ヲシテ之カ鑄造ヲ司ラシメ余ニ新古金銀ノ引替御用ヲ命セラレ商店之ヲ一手ニ引受ク延テ明治維新ノ世トナリ同七年司法省爲替方御用ヲ拜命シ同八年栃木縣爲替方ヲ命セラル同九年國立銀行條例ヲ改正發布セラルヽヤ余率先シテ資本ヲ投シ第三國立銀行ヲ創立シ之カ頭取リト爲リテ專ラ銀行業務ノ伸張ニ從事セリ

而シテ余カ商店元來營ム所ノ業務ハ泰西合本銀行ノ趣旨ニ恰當セルカ故ニ同十二年十二月資本金貳拾萬圓ヲ以テ私立銀行創立ノ事ヲ出願ツ允可ヲ得テ同十三年一月ヨリ安田商店ヲ安田銀行ト改稱シ從來ノ營業ヲ持續セリ

爾來各官衙爲替方ノ御用ハ司法省各裁判所大藏省農商務省同省附屬ノ各官衙栃木縣福島縣等ノ多キニ及ヒ其取扱頻繁ニ赴クニ從ヒ世上ノ信用モ益々厚ク一層確實鞏固ヲ要スルノ時期ニ達セシヲ以テ今般從前ノ資本金貳拾萬ニ更ニ八拾萬圓ヲ加ヘ都合金壹百萬圓ノ資本ト爲シ益々從來ノ業務ヲ擴張スルニ至ル是余カ事業經歷ノ概略ニシテ爰ニ始メテ素志ヲ達スルヲ得タルナリ

夫功ノ成ルハ成ルノ日ニ成ルニアラス必ス由テ起ル處アリ我家今日ノ繁榮ヲ致セシ所以ノモノハ顧フニ幕府末多事ノ世ニ當リ桔据勉勵力ヲ興產ニ竭シ恒ニ勤儉ヲ服膺シテ業務ニ從ヒシト子弟ノ補翼公業ノ信用ヲ得タルトニ因ル固ヨリナリト雖モ天與好運ノ然ラシムル所亦多キニ居ルカ如シ但シ

其天與好運ナルモノハ一朝偶然ニ得ラルヘキモノニ非サレハ余カ之ヲ得タルハ畢竟我祖先カ善ヲ積ムノ久シキ徳ヲ植ルノ遠ク殊ニ父母ノ余ヲ鞠育セラルヽノ道寔ニ宜シキヲ得タルヲ以テ余ヲシテ其好運ニ際會セシメ其餘慶ヲ煥發セシメラレタルモノト云フヘシ

是ヲ以テ余カ中興ノ財産ト雖モ一己專有ノモノトナサス之ヲ父祖積善ノ餘慶ヲ天ヨリ與ヘラレタルモノナレハ即チ父祖ノ預リモノト爲シ茲ニ類族一統ニ分割シテ之カ保管ヲ托シ其保管者ヲ團結シテ保善社ト名ク嗚呼我類族タルモノ各其父祖積善ノ餘慶ト余カ勤儉ヲ以テ中興ナシタル寸功トヲ體悉シ同心協力能ク本社ヲ保續シ苟クモ善ヲ行ヒ儉ヲ守ルハ我家道ヲ永遠不朽ナラシムルノ美徳タルヘキヲ服膺シ且各其子孫ニ傳ヘ永ク其幸福ヲ共ニセンコトヲ冀望ス是此保善社創立ノ大意ナリ

明治二十年七月

安田善次郎（五十歳）

（ロ）安田保善社規約（摘要）

第二條　此ノ社ノ社員ハ安田銀行ノ株主ニシテ安田家一類血統ノ者ニ限ルヘシ

第四條　本社ノ目的ハ安田銀行ノ資本金ヲ管保シテ社名ヲ永ク隆昌ナラシメ一類中ノ家政ヲ正シテ共ニ幸福ヲ完全シ以テ社中各自ノ家名ヲ永久ニ繼續スルヲ目的トスヘシ

第五條　本社ノ役員ト稱スルモノハ左ノ如シ

總長　壹名　相談役　貳名

第六條　總長ハ同家六戸ノ內男戸主一名ヲ選擧シテ上任スヘシ

第八條　總長ハ安田銀行ノ監事トナリテ行務ヲ監督スルコトヲ得然レトモ安田銀行ノ頭取ヲ兼用スルコトヲ得ス

第十條　相談役ハ一類中ヨリ投票ヲ以テ選擧スヘシ

第十六條　安田家ノ一類ヲ左ノ三種ニ分ツ

第一節　同家、安田善次郎、安田善四郎、安田善之助、安田眞之助、安田三郎彦、安田忠兵衛

右六家何レモ本末ノ差別ナシ席順ハ男子ノ戸主年長ヨリ女子ノ戸主トス戸主ニアラサルモノハ其次席トス

第二節　分家　安田文子、安田善助

右二家ハ分家ト稱シ同家ノ次席トス分家中ノ席順ハ同家ノ如シ

第三節　類家、太田彌五郎、藤田袖子

右二家ハ類家ト稱シ分家ノ次席トス類家中ノ席順ハ同家ノ如シ

第十七條　同家六戸ハ之ヲ增減爲スヘカラス

第四十條　安田家ノ財産ハ總テ中興祖先一己勤倹ヨリ成立セシモノニシテ今度社中ヘ分割管保ナサシムルニ付將來永遠ニ之ヲ管保シ倶ニ其幸福ヲ完全ナスヲ以テ此ノ社中ノ義務トスヘシ

第四十一條　安田家現在ノ財産壹百萬圓ナルヲ悉皆差出壹百萬圓ト定メ之ヲ安田銀行ノ資本金トナシ左ノ如ク分割管保セシムヘシ

株數	金額	姓名	株數	金額	姓名
五千株	五十萬圓	保善社、總長名義	七百株	七萬圓	同家　安田善次郎
七百株	七萬圓	同家　安田善四郎	七百株	七萬圓	同　安田善之助
五百株	五萬圓	同　安田眞之助	五百株	五萬圓	同　安田三郎彦
五百株	五萬圓	同　安田忠兵衛	四百株	四萬圓	分家　安田　文子
四百株	四萬圓	分家　安田　善助	三百株	三萬圓	類家　太田彌五郎
三百株	三萬圓	類家　藤田　袖子			

第四十三條　保善社名義ノ株高五十萬圓ハ中興祖先ノ預リモノトシテ同家六家ニテ之ヲ管保爲スヘシ依之如何ナル場合アルモ決シテ分割ナスヘカラス而シテ其代表人ハ保善社總長當任者ノ名義ニ爲シ置キ總長ヨリハ其事由ヲ證シテ社中ニ差出シ其證書ハ安田銀行ノ重役々場ニ存置スヘシ

第六十二條　社中ノ者（戸主非戸主）共此規約ヲ犯シ總長ヨリ注意スルモ用ヒサルトキハ相當ノ謝罪金ヲ申附ルカ又謹愼閉居ヲナサシムヘシ

第六十三條　若シ右ノ謝罪金ヲ申附ルモ之ヲ出サス謹愼閉居申附ルモ之ヲ用ヒサル時ハ社中一同ノ衆議ヲ開キ三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ之ヲ隱退セシムヘシ

第六十四條　社中ハ自ラ商業ヲ營ムコトヲ禁ス

若シ心得違ノモノアリテ密ニ商業ヲ營ミ又其他ノ事故ニテ負債ヲ生シ身代限リトナルモ一同中ヨリハ一切助勢スヘカラス

第六十五條　第六十三條第六十四條ノ場合ニ臨メハ其者ノ管保株式ハ一個金百圓宛ノ割合ニテ保善社積立金ノ內ヘ買取ルモノトス而シテ滿五ケ年ヲ經テ一類中ヨリ相當ノ者ヲ見立更ニ一家ヲ再興ナサシメ株式ハ元買入タル代價ニテ其者ヘ賣渡スモノトス

第六十六條　右數條ノ外猶後日ニ於テ必要ト認ル箇條アレハ之ヲ此規約ノ追加トシテ附從スヘシ

右ノ規約ハ資產分割管保ノ際自身起算シテ社中一同ニ示シ各自無異議旨承諾ニ依リ決定セシモノ也

將來予子孫タルモノ堅ク相守可申者也

明治二十年七月

誓詞

前條ノ規約ハ私共ニ於テ聊異議無御座且此上モナク幸福之次第ニ付徹頭徹尾相守毫モ違變仕間敷
ハ勿論我々子々孫々ヘ申傳ヘ堅ク相守可申候其証先ノ爲前ニ於テ一同謹テ記名調印仕置キ候也

明治二十年九月十六日

安田善四郎印　三十三歳
安田善之助代印　九歳　忠兵衛代理
安田眞之助代印　四歳　善四郎代理
安田三郎彦代印　二歳　善四郎代理
安田忠兵衛印　四十二歳
安田文子印　四十三歳
安田善助印　三十一歳
太田彌五郎印　五十歳
藤田袖子印　五十八歳

以上、保善社創立大意並に保善社規約等によりて、其の輪廓と内容が判明したと思ふ。
明治四十五年一月、安田保善社は合名會社となり、三千萬圓の資本金として登記をなした。大正十三年三月七日に於ける合名會社安田保善社定款より其の必要と認むる要項を摘要する。

(八)　合名會社安田保善社定款

第三條　當會社ノ資本金三千萬圓トシ參百個ニ分チ其一個ヲ十萬圓トシ之ヲ出資持分ト稱ス
各社員ノ氏名（住所略）及出資持分ノ個數並ニ金額左ノ如シ

五十四個	金五百四十萬圓	安田善次郎
四十貳個	金四百貳十萬圓	安田善四郎
四十貳個	金四百貳十萬圓	安田　新
參十個	金三百萬圓	安田善五郎
參十個	金參百萬圓	安田柳子
貳十四個	金貳百四十萬圓	安田善衛
貳十四個	金貳百四十萬圓	安田善助
貳十四個	金貳百四十萬圓	安田彦太郎
拾八個	金百八十萬圓	安田善兵衛
六個	金六十萬圓	安田次郎

六　個　金六十萬圓
參百個　金參千萬圓　　合　計　拾壹名

第六條　當會社ノ社員タルコトヲ得ル者ハ安田家々憲及ヒ同補則ニ加入調印シタル者及ヒ其家族ニ限ル

第八條　社員ノ持分ハ總社員ノ同意アルモノニアラサレハ他ノ社員ニ讓渡スコトヲ得ス

第十條　社員ハ總社員ノ同意ヲ得タル場合ノ外自己ノ意思ニ依リ退社スルコトヲ得ス

第十一條　社員カ商法第七十條ノ場合ノ外當安田家々憲及同補則ニ背キタルトキハ社員臨時總會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名ス

第十二條　前條ニ依リテ除名セラレタルモノ又ハ商法第六十九條第四號若クハ第五號ニ依リテ退社シタル者ハ其持分ニ對スル權利ヲ失フ

社員總會ハ其決議ヲ以テ前項ノ失權持分ヲ他ノ社員ニ分配シ又ハ一時保管ノ目的ヲ以テ或社員ノ持分中ニ加フルコトヲ得

第二十七條　總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ規定アルモノ、外出席社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但第十二條及第十二條ノ場合ハ出席社員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

以下略

大正十三年三月七日

社員　安田善次郎
同　安田善四郎
同　安田新後見人安田善四郎
同　安田善助
同　安田善造
同　安田彦太郎

社員　安田善衛
同　安田善五郎
同　安田柳子後見人安田善次郎
社員　安田善兵衛
同　安田善次郎

（以上）

（四）安田勝貞（舊名善造）保善社を脫退す

安田勝貞は安田家一門の內に於ては相當優秀の人物として見られて居た。彼は酒田支店長時代から時々投機に手を染め、相當の收益を納めたものであつたらしい。然る處、大正九年の暴落に一敗地に塗れて又起つ能はず、頗る苦境に沈淪した所から保善社の忌諱に觸れ、大正十三年十一月四日遂に保善社を脫退した。

此の脫退の手續に關して保善社の採つた行爲は、甚だ不正不法のものであつた事は後に至りて發見され、遂に斯る大紛訌を惹起したものであるが、其の委細は逐次記述する所により、て知られたい。

(五) 保善社脫退前後に於ける安田勝貞の行動

幾多の經緯を內外に秘めて保善社を脫退した安田勝貞は、每月贈與さるゝ少許の手當のみにては從來の體面を維持してゆく事は困難であつた所より多くの人の辿る運命に狂奔せねばならなくなつた。それは投機に沒頭する幾多の人の先蹤を走る次第であるけれど、彼自身にしては毫も脫線とは思はずに、高利を借り手形を濫發したものである。其の間幾回か保善社に折衝して入用を充たした事は事實であるが、常に心にもなき書面を書き又書かされたものである事も掩ふべからざる事實である。之等の事態は保善社を驅りて愈々不正不法の手段を弄するに至らしめ、而して此の不正不法の行爲を以て勝貞の債權者に當らんとした所に無理があり、無理は無理を押す所に收拾すべからざる悲劇を演ずるに至りた譯だ。

(六) 安田勝貞が所刑さるゝに至る迄の概略

安田勝貞は安田保善社を脫退して以來、益々經濟に不如意を來して手形を濫發したものたから、多くの債權者より各種の脅威を受け、遂に告訴さるゝに至り、彼は强制處分により未決監に收容された。併し保善社の救ひの手によりて示談成立放免された。それは昭和四年二月九日付を以て勝貞と共の妻女ハツとが連名にて保善社外事課長佐島啓助に渡した『借用證書』の文字によりて立證されて居る、金額は四千九百圓也利子年八分、『右ハ拙者債權者ノ告訴ニヨリ强制執行收監セラレ居候所檢事殿ノ御寬大ナル御配慮ニヨリ債權者トノ示談整ヒ云々』とあるに見て明白である。

然るに昭和四年三月廿二日付を以て國井理三郎なるものは安田善次郎に面會要請の書面を贈りたる所、此の書面に基き、昭和四年四月十一日、佐島啓助の名を以て東京區裁判所檢事局宛『歎願書』なるものを提出し、勝貞の行爲を誹議し、更に檢事局をして勝貞を取り調べしむる事とした。

係檢事木寺義通は四月二十五日强制處分の請求をなし、四月二十七日區裁判所內山判事によりて訊問が開始され、五月四日公判が開かれた。其の間僅かに二十有數日である。此の時に當り安田保善社は木寺檢事の要求により佐島啓助をして各種の勝貞に不利益なる書類を提出せしめ、安田善兵

衛は勝貞に不利益なる始末書を差出し、而して遂に懲役十ケ月、執行猶豫五年の判決を受くるに至らしめた。

此の時安田保善社の提出した書類の中に「第五回安田家々憲同補則」なるものがある。之は大正九年六月二十四日に改訂されたと稱するもので、其の實は安田家々憲同補則なるものを改竄僞造したもので、今回論議されて居る僞造文書中の白眉と見らるべきものである事は後段に述べる。

(七) 安田勝貞は如何に處刑されたか

安田勝貞は直接の告訴人とは示談が成立して放免なつたにも拘はらず、國井理三郎が安田善次郎に面談を要請した事が端緒となり、檢事局は保善社提出の書類に基きて調査訊問を進めた結果、彼は意外にも『詐僞未遂』として第一審に於て懲役十ケ月に處せられた、併し右刑の執行は五年間之を猶豫すとの判決を受けた。之は昭和四年七月三十日の事である。

彼は此の判決に服し得ず、直ちに控訴した所、檢事より附帶控訴の申立あり、更に審理されたけれど彼の希望は達せられず、懲役六月に處せられ加之に執行猶豫は取り消された。之は昭和五年五月三十日の事である。

是に於て彼は憤懣措く能はず、遂に上告した所「本件上告ハ之ヲ棄却ス」として玆に最終審に於て判決確定された。之は昭和五年十月十五日の事であり、其の最初より最後に至る間、月を閲する事僅かに十九ケ月、而して之は寃罪であつたのだから、裁判の疾風迅雷的なりしと共に、檢事局と保善社の意思が良く疏通した結果だと見らるゝに至つた次第である。當時の司法大臣は渡邊千冬氏で、同氏は安田善五郎の女を妻として居ると云ふ事は何かの參考になるかも知れぬと云爾。

(八) 安田勝貞並に彼の債權者に對する安田保善社の不正不法行爲

安田保善社は國井理三郎の紹介に端を獲て安田勝貞を刑餘の人たらしめた。之に先ち、安田勝貞は昭和三年九月二十日東京區裁判所に於て破產の宣告を受けて居る。此の破產の宣告を受けた原因としては、云ふまでもなく勝貞は無財產でなければならぬ。然るに勝貞は決して無財產でない、現に合名會社安田保善社の權利百分の二の所有者である。保善社は公稱資本金參千萬圓であるけれど、時人稱して三億圓を下らずとなして居る、然らば其の百分の二は最小六十萬圓で、或は六百萬圓を計上出來るかも知れない境地にある。然るを保善社は彼勝貞の認諾を得たものと稱して此の權利を猥りに變更し、無償讓渡の形式を以て之を安田善次郎の名義となし、而して無財產者として破

産の宣告を受けねばならなからしめたもので、斯くするに付て安田保善社第二十四回臨時社員總會の決議錄其の他必要の書類を僞造し、僞造したる印章を押捺して以て其の目的を達したものである。斯くする事に於て安田保善社は勝貞に對する債權者を蹴飛ばし、自己等の財産を擁護せんとした一幕を演じて世を欺き、遂に裁判所を迄錯誤に陷れた始末である。此の惡辣なる安田保善社の行爲は、不正不法の極であるとして彈劾されつゝある次第は敍述に展開されゆく所により判斷されたい。

（九）安田勝貞の債權者萬代一太郎は安田保善社と安田善次郎に對して起訴

安田保善社は勝貞を無財産ならしめて破産の宣告を受けしめ、彼の合名會社保善社の持分を無償讓渡の形式を以て安田善次郎名義に變更して以て彼の債權者を蹴飛ばさんとした所、彼は處刑さるゝに至る迄の保善社の態度に疑惑の念を生じ、且つ自己の債權者に對する心境に變化を來した結果勝貞は昨非今是の歎なからず、而して身世益々必迫するに付け、茲に保善社に對する嫌惡の信念を懷くに至り、然も自己に訴訟の費用なき所より、遂に萬代一太郎は彼勝貞に代位して安田保善社に對し其の持分返還請求訴訟を提出した。之は昭和五年四月二十八日で、勝貞控訴審確定前の事である。

萬代一太郎は兵庫縣赤穗郡尾崎村の産、幼より四方に流寓し、現時土木建築受負を業として大阪に居を置き、業者としては常に一方に虎嘯して居た。大正十三年頃安田勝貞と知り、奈良縣下に於ける一木材會社を勝貞に賣渡し、其の賣渡代金として勝貞發行の手形を受取り、之が安田銀行本店に於て不渡となりたのは抗爭の最初で、遂に勝貞に代位し、次で彼の持分權の讓渡を受け、直接保善社と法廷に相見ゆる事となり、保善社の提出せる書類に基きて愼重に調査した結果、僞造の文書僞造の印章を行使せる事を發見し、且つ民事廷に於てする證人訊問に當り安田保善社側は常に虛僞の陳述をなすに激しては僞證罪を以て告訴し、今や民刑事件は十七の多數に上つて居る。事件擔當辯護士は池田掙吾、石井清志氏等であつたが、其の後、馬場愿治、關直彥、鳩山秀夫氏等も贊與し被告保善社側は松本烝治氏が擔任辯護士となつて居る。陣容堂々、龍虎相撲つ壯觀、常に舌端火を吐く辯論に滿廷を壓して居る。

（十）暴露した安田保善社の新舊罪惡棚卸し

萬代一太郎は安田保善社を相手として、民事訴訟を起した所、安田保善社は勝貞の破産者である事を立證し、且刑餘の者なる主意に立脚して其の請求を一蹴せんとし、刑事問題に附帯せる記錄を一束として裁判所に提出し、裁判長の心證を自己に有利に導かん事に努力した。其の結果、萬代一太郎は第一審に於て敗訴し、今は控訴中に屬す。隨て此の民事問題の勝敗に付ては批評する事を愼み、玆に、裁判中に發見された僞造文書に付て說明を試みやう。

安田勝貞は佐島啓助が提出せる「歎願書」によりて木寺檢事の取調べを受くるに至りた時、安田保善社は木寺檢事の要求により佐島啓助をして左記の書類を提出せしめた。一、合名會社保善社定款寫、二、第五回安田家々憲同補則拔抄、三、本人自筆の書類、四、本人自筆總長宛御願書、五、本人自筆御願、六、本人自筆借用證書、計六通也。

此の中にある安田家々憲同補則なるものは、第五回改訂大正九年六月二十四日付のものなりと稱されて居る所、之は全く僞造したものである事は判明した。依て其の家憲（僞造）を揭出して見やう。

(イ) 安田家々憲同補則（所謂僞造家憲）

一、忠孝信義ヲ重ンシ祖先ヲ崇敬シテ祭祀ヲ怠ルヘカラス

一、神祇ヲ尊崇シ佛法ニ歸依スヘシ蓋シ、誠意誠心ヲ喚起スル所以ナリ苟クモ信仰ノ念ヲ忽カセニスヘカラス

一、勤儉ヲ實行シ克己自制ヲ怠ル勿レ一家ノ盛衰ハ之ニ懸ルト知ルヘシ

一、謙讓人ニ接シ公明事ニ當リ賞罰ヲ正フシ濕情ヲ以テ協力シ實務ニ當ルベシ

一、公益ヲ計ルヲ以テ事業經營ノ究極方針トシ必ス投機事業ニ從事スヘカラス

一、收益ノ幾分ヲ慈善行爲ニ寄附シ必ス名聞ヲ望ムヘカラス

安田家々憲補則

第二章 一族家格

第四條 安田家ノ一族トハ第十五條ノ財產分與ヲ受ケタル者ヲ謂フ左ノ如シ

家格

第一、宗家

第二、同家

第三章　財産保管

第十三條　一族共同ノ財産トハ明治二十年七月一日ニ於テ安田善次郎ノ所有財産悉皆ヲ桐ノ舍柏ノ舍松ノ舍梅ノ舍竹ノ舍菊ノ舍糸巻舍桔梗舍瓢舍ノ十家ニ對シ共同保有ノ爲譲與セシモノヲ云フ（後年分家二戸ヲ加ヘ今ハ十二家ナリ）

第十四條　共同財産ハ如何ナル場合ト雖ドモ其元本ヲ分與スルコトヲ許サス

第十五條　共同財産ハ運用利殖ノ爲メ先ツ之ヲ株式會社安田銀行ノ出資ニ充テ左ノ割合ヲ以テ名義ヲ定ムル之ヲ保管持分ト稱ス

保管持分ノ割合及名義

一、出資總額ノ百分ノ一　　安田　善造

第十六條　前條ニ定メタル合名會社保善社名義ノ保管持分ハ不可分ノ共同財産ニシテ之ヲ一族ノ基本財産ト稱ス

第十九條　合名會社保善社ハ存續期間ヲ定ムルト雖トモ其期間滿了ト同時ニ之ヲ延長シ永遠無窮タ

第二十一條　第十五條ニ定メタル保管持分ハ都合上其ノ家ノ名義トナスコトヲ得　但此場合ハ同族總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十二條　安田銀行ノ利益配當ハ保管持分ノ割合ニ應シ一族各自ノ所得トス

第二十三條　合名會社保善社ノ利益ハ之ヲ社員ニ分配スル事ヲ得　但シ別ニ定ムル所ノ家制ニ違背スル事ヲ得ス

第二十四條　一族各自ノ所有財産ハ自由ニ處分スル事ヲ得

第二十六條　第十五條ニ定メタル保管持分ハ質入又ハ讓渡スル事ヲ許サス　但シ第九條ノ場合又ハ同族總會ノ決議ヲ經テ一族中ノ或家ニ之ヲ讓渡スル場合ハ此限リニアラス

第二十七條　同族總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ一族中ヨリ脫退シタル者ハ第十五條ニ定メタル保管持分ヲ失權スルモノトス

第二十八條　合名會社保善社ヨリ退社シタル社員ハ會社ニ對スル持分ヲ失權スルモノトス

第二十九條　脫退又ハ退社ニ因リテ失權シタル持分ハ臨時同族會ノ決議ニ依リ其歸屬者ヲ定ム前項ノ決議アル迄ハ總長ノ名義ニテ之ヲ保有スヘシ

第六章　附　則

第四十三條　一族中本家憲又ハ補則ニ違背シタル時ハ臨時同族會ノ決議ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ

一、譴責　二、謝金　三、閉居　四、隱退　五、除名

誓　詞

前書ノ家憲並ニ同補則ノ趣旨ハ十分ニ了解仕候就テハ徹頭徹尾之ヲ遵守シ私共ハ勿論子孫ヘ申傳ヘ決シテ違背仕間敷候若シ將來ニ於テ萬一不心得ノ者出來候ハヽ此規約ニ定ムル所ノ制裁ヲ受クルハ勿論神佛ノ御罰ヲ蒙ルヘシ其爲祖宗ノ靈前ニ於テ一同謹テ署名調印候也

大正九年六月二十四日

右佐島啓助の提出せる安田家々憲同補則なるものは、其の誓詞の末文に「一同謹テ署名調印候也」とあるにも拘はらず、署名もなければ調印もない、之は逐次掲出する檢證調書と照合して其の眞僞を判定されたい。

(ロ)　證據保全申請事件

決　定

申請人　安田勝貞　被申請人　安田善次郎

右當事者間ノ昭和七年(た)第二三七號證據保全事件ニ付當裁判所ハ決定スル事左ノ如シ

主　文

申請人ヨリ被申請人ニ對スル本件證據保全ノ目的ヲ以テ昭和七年二月五日午後九時東京市麹町區平河町六丁目十二番地安田善次郎方ヘ臨ミ安田家々憲及家憲補則ナル文書ノ存在ノ有無及其記載狀況ノ檢證ヲ爲ス

昭和七年二月七日　東京區裁判所判事　武藤富男

檢證調書

申請人　安田勝貞　被申請人　安田善次郎

右當事者間ノ昭和七年(た)第二三七號證據保全事件ニ付昭和七年二月五日午前九時東京區裁判所判事武藤富男、同裁判所書記山根登喜輔ハ檢證ノ目的ヲ以テ東京市麹町區平河町六丁目十二番地被

申請人方ヘ趣キ事件ノ呼上ヲ爲シタルニ

申請代理人　池田埻吾　石井清志　出頭

被申請人　安田善次郎　出頭

右檢證期日ニ於テ明確ニスル事項左ノ如シ

判事ハ

被申請人カ保管ニ係ルモノト稱スル所謂安田家々憲並ニ同家憲補則ナル文書ノ提出方ヲ命シタル

ニ

被申請人ハ

右ハ被申請人ノ保管スヘキ同書類ハ現在被申請人ハ東京市麹町區丸ノ內安田保善社六階安田同族會金庫內ニ保管シ居レリ、被申請人ノ手元ニ有セス、依ツテ同族會雇人佐島啓助ヲシテ書類ヲ提出セシムヘキ旨ヲ述ヘタリ

申請人代理ハ

安田保善社內安田同族會ニ趣キ同書類ノ檢證ヲ求メタリ

判事ハ

安田保善社內安田同族會ニ趣キ提出ヲ爲スヘキ旨ヲ告ケ右同族會雇人佐島啓助ニ對シ前記書類ノ提出方ヲ命シタリ

雇人佐島啓助ハ

同書類ハ安田善兵衛所持ノモノナリト述ヘタリ

判事ハ

依ツテ同書類ヲ檢シタルニ

檢證スヘキ所謂安田家々憲並家憲補則ナル文書ハ安田銀行甲赤罫紙ニ墨汁ヲ以テ認メ條文トナシ

補則ノ末尾ニ於テ大正八年六月安田善次郎、八十二歳ト記シ名下ニ捺印アリ

且ツ其後ニ誓詞ト題スル文アリテ其後印ニハ安田善三郎以下十一名ノ氏名ト年齡ヲ署シ各捺印シ

末尾ヨリ二人目ニ安田善造四十歳トシテ名下ニハ(拇)ナル捺印アリタリ

更ニ同文中ノ各項ヲ檢スルニ

提出セル書類ヲ原本トシ、申請人提出ノモノヲ寫トシ

先ツ寫ノ第一項ハ原本中第三條、寫　第二項ハ原本中第四條、寫　第三項ハ原本ノ第六條、寫
第四項ハ原本ノ第七條、寫　第五項ハ原本第八條、寫　第六項ハ原本第十條、寫　第七項ハ原本
第十一條、寫　第八項ハ原本第十六條、寫　第九項ハ原本第二十五條、寫　第十項ハ原本第三十
五條、寫　第十一項ハ原本第五十條ニ各同一文章ノアルコトヲ認メタリ

判事ハ右檢證終了ノ旨ヲ告ケタリ

東京區裁判所　裁判所書記　山根登喜輔

判事　武藤富男

右檢證調書に徴し、曩に安田保善社が提出せる第五回安田家々憲同補則なるものは、大正九年六月二十四日付のものにして、原本は大正八年六月付のものに係り、且つ安田善次郎八十二歳と記し、名下に捺印あり。其の後に誓詞と題する文ありて、其の後尾には安田善三郎以下十一名の氏名と年齢を署し、各自捺印しある事は調書によりて明白である。此の大正八年六月のものは眞正のものである。

更に大正九年六月廿四日のもの、即ち保善社は曩に檢事局に提出したるもの、文書の存否並に其

の記載の狀態に付き、證據保全の爲め檢證の申請をなせし處、裁判所は此申立を理由ありと認め
關係判事高橋第六民事部裁判長は、自ら檢証された事實は次の通りである。

(ハ)

七(サ)第五三〇〇號

決定

千葉縣東葛飾郡鎌ケ谷村道野邊五百三十一番地
申立人　安田勝貞

右代理人辯護士　池田淨吾

同　石井清志

東京市麹町區平河町六丁目十二番地
相手方　安田善次郎

右當事者間ノ昭和七年(サ)第五三〇〇號證據保全事件ニ付當裁判所ハ申立人ノ申立ヲ理由アリト認メ決定スル事左ノ如シ

主文

昭和七年十月五日午前九時三十分受命判事高橋靜一ヲ東京市麹町區平河町六丁目十二番地安田善次郎方及同區大手町六番地ノ六永樂ビル六階安田同族會（代表者安田善次郎）ニ臨マシメ別紙記載ノ如キ大正九年六月二十四日附安田家々憲及家憲補則ナル文書ノ存否並ニ其記載ノ狀態ニ付キ檢證セシム

昭和七年十月四日　東京地方裁判所第六民事部

裁判長判事　高橋靜一　判事　梅原松次郎　判事　中島忠三郎

檢證調書

申立人　安田勝貞　相手方　安田善次郎

右當事者間ノ昭和七年(サ)第五三〇〇號證據保全事件ニ付當裁判所カ昭和七年十月四日爲シタル決定ニ基キ昭和七年十月五日午前九時半受命判事高橋靜一ハ裁判所書記望月傳次郎ト共ニ右決定書添付記載ノ如キ大正九年六月二十四日附安田家々憲及家憲補則ナル文書ノ存否並ニ其記載狀態ニ付檢證ノ爲メ左記二ケ所ニ臨ミ證據調ヲ爲ス事左ノ如シ先ツ第一ニ東京市麹町區平河町六丁目十二番地安田善次郎方ニ臨ミ

事件ノ呼上ヲ爲シタルニ

申立代理人　池田增吾　石井清志

相手方本人　安田善次郎　以上各出頭ス

裁判所書記望月傳次郎ハ前示決定正本ヲ相手方本人安田善次郎ニ交付シタルニ同人ハ其送達ニ異議ナシト述ヘタリ

本證據保全ヲ明確ナラシムル爲メ別紙證第一號證（申立代理人ノ提出ニ係ル安田家々憲）及第二號證（合名會社安田保善社外事課長佐島啓助ノ提出ニ係ル同上）ハ本調書ノ末尾ニ添付ス

受命判事ノ問ニ對シ相手方本人ハ

本件決定書記載の安田家々憲は現存するものにして本來は安田家のものなれば安田家に於て保管すへきものなるにより自分の手中に保管すべき適當の方法なきを以て麹町區大手町六番地の永樂ビル六階合名會社保善社（安田同族會と同一建物内に存す）の金庫に保管を託し居るもの也

而して右家憲は大正九年六月二十四日附作成に係るものが最近のものにして其内容は右決定書添附のものと同一のものとは思ふが原本と照合せねば分らぬ

尚此の家憲の末尾に一同謹みて署名調印した旨のあるからには必ず其關係人が其通り原本には署

名捺印し居るものとは思ふが其點に付ての記憶なしと述べたり

次に麹町區大手町六番地の六永樂ビル六階安田同族會に臨み前同一關係（但送達に關する點を除く）に付更に證據調を續行したるに

申立代理人　池田孚吾　石井清志

合名會社安田保全社外事課長　佐島啓助　各出頭

受命判事の問に對し右佐島は

自分は合名會社安田保善社の外事課長をやつて居り安田勝貞の刑事々件に付ては自分が提出者となりて本寺檢事に安田家々憲を提出したるも其書類は斯の書類なりと述べ別紙證第二號證と同一形式內容の書面を提出したり

尙此の書面の原本の有無に付ては曾て聞きたることもなく見たることなし

自分が預りて本寺檢事に提出したるは即ち此の書面なりと述べ本件決定書添付の家憲は自分の所持する此の書面より拔萃したるものなりと述べたり

仍而右佐島が保管中の書面を檢するに其表紙には第五回安田家々憲同補則の表題を置き次頁より逐次（イ）沿革（ロ）保善社創立の大意（明治二十年十月作成）（ハ）安田家々憲（ニ）安田家々憲補則（大正九年六月二十四日作成の第一乃至第六章に分る）（ホ）誓詞（大正九年六月二十四日作成）の各題目の下に別紙證第一號證と全然同一內容のものを邦文タイプライターを以て文字を打出したるものなることを認めたり

而して同書面の最後誓詞と題する末尾には一同謹で署名捺印候也とあるも大正九年六月二十四日なる日附の記載を除くの外何人の署名も捺印もなく全く全く空白のものなることを認めたり

受命判事は證據調の終了したる旨を告けたり時に午前十一時五十分なり

本調書は前示出張現場に於て出張の日附に作成したり

昭和七年十月五日

東京地方裁判所第六民事部

裁判所書記　望月傳次郎　受命判事　高橋靜一

此の檢證によりて大正九年六月廿四日付のものは、單に邦文タイプライターによりて打出されたものであり、何等信憑するに足るものでない事が立證された。

加ふるに、此の邦文タイプの使用活字は硬質のものであり、タイプの硬質活字使用は大正十二年以後で、其の以前は我邦に於て使用されて居なかつた事も判明した。然らば、大正九年と銘が打

つてあつても、之は最近打出されたものである事が推知される。安田保善社は或る必要に迫られて斯る惡德行爲を働いたものとしか考へられぬではないか。アキレざるを得ぬ。

次で大正八年六月制定に係る安田家々憲補則なるものゝ全體を掲出し、彼此對照に便にする事とした。

(十一) 安田家々憲同補則——(眞正のもの)

一、皇室ヲ尊ヒ祖先ヲ敬ヒ以テ忠孝ノ道ヲ明カニシ國法ヲ遵奉シ道德ヲ重ンジ信義ヲ旨トシテ至誠勤儉華ヲ去リ實ニ就クヲ以テ本領トス

二、神ヲ崇拜シ佛法ニ歸依スヘシ蓋シ神佛ヲ崇敬スルハ誠意誠心ヲ喚起スル所以ナリ一日モ信仰ノ念ヲ忽カセニスヘカラス

三、祖先ノ遺訓ヲ體シ其勤功ヲ銘シ和衷協力ヲ以テ其基礎ヲ堅固ナラシムルト共ニ進ンテ社會公共ノ事業ニ盡シ家ノ發揚ヲ期スヘン

四、勤儉ハ祖宗ヨリノ嚴訓ナリ宣敷服膺シテ實行怠ルヘカラス

五、安田家ノ一族ハ同家分家類家ノ三者一團トナリ常ニ兄弟ノ情誼ヲ以テ相互ニ協力一致家業ノ任ニ當ルヘシ

六、各家ノ相續人ハ血統ノ者又ハ其ノ配遇者ニ限ルヘシ

七、子孫ノ教育ヲ重ンシ忠孝ノ心ヲ涵養シテ以テ人格ノ修養ニ努ムヘシ

八、公明事ニ當リ謙讓人ニ接シ桔据黽勉其範ヲ重ンシ賞罰ヲ正シ溫情ヲ以テ下ヲ率ヒ慈善德行ニ努ムヘシ

九、天與自然ヲ樂ミ誓テ投機若クハ之ニ類スル行爲アルヘカラス

十、祖先ノ勤功ニ成立セル我財產ノ安固ヲ計ルト共ニ永ク之ヲ子孫ニ傳フルニ努メ家憲及補則ノ趣旨ニ鑑ミ宜シク施行ノ規定ヲ設ケ其ノ徹底ヲ期スヘシ

家憲補則

第一章 總則

第一條 保善社ヲ合名會社保善社ト改稱シ同規約ヲ安田家々憲同補則ト更正ス、蓋シ從前ノ規約ニ據リシモノ其精神ニ於テ聊カ異ルコトナシ

第二條 安田家一族ハ終始中興祖先ノ訓諭ヲ遵奉シ苟モ遺漏ナキヲ期スヘシ

第二章 一族及家格

第三條　安田家一族ハ同家分家類家ヲ以テ組織スルコト左ノ如シ

一、同　家　六　戸

桐廼舍　安田善三郎　　柏廼舍　安田善四郎
松廼舍　安田善之助　　梅廼舍　安田善五郎
竹廼舍　安田善雄　　菊廼舍　安田善衞

一、分　家

葵廼舍　安田善助　　糸卷舍　安田彦太郎
櫻舍　安田一雄

一、類　家

桔梗舍　安田善兵衞　　瓢舍　安田善造
萩廼舍　安田善彌

第四條　家格ハ同家分家類家ノ順位トシ各其年齡ヲ以テ席次ヲ定ム

第五條　同家六戸ハ之ヲ增加スヘカラス而シテ執レモ同等ニシテ本末ノ差別ナキモノトス

第六條　一族中分籍シテ一戸ヲ立テントスル時ハ總長ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　第十一條規定ノ保管持分ノ分割ヲ受ケ別戸ヲ爲ス時ハ同家ヨリノ別戸者ヲ分家トシ分家類家ヨリノ別戸者ハ類家トス

第八條　保管持分ノ分割ヲ受ケスシテ別戸スルモノハ單ニ親類ト稱シ一族中ニ加ヘス

第九條　一族中ノ子女ニシテ他家ト緣組シタルトキハ之ヲ緣家ト稱ス

第三章　財　産

第十條　一族ノ財産ハ祖先ヨリ繼承セル趣旨ニ基キ全部ヲ包括シテ之ヲ一族共同ノ保管トナシ各自單獨ニ處理スルコトヲ禁ス

第十一條　一族ノ財産ハ一ッヲ合名會社保善社ヘノ出資トナシ之ヲ基本財産ト稱シ一ハ株式會社安田銀行ヘノ出資トナシ之ヲ活動財産ト稱シ左記ノ率ニ據リ保管スヘシ之ヲ保管持分トス

保管率	名　義
一、百分ノ　七	安田善三郎
一、同　七	安田善之助
一、同　五	安田善雄
一、同　四	安田彦太郎
一、同　四	安田善衞

一、同　四　安田善助　一
一、同　二　安田善彌　一
一、同　一　安田一雄

第十二條　基本財産ハ左ノ標準ニヨリ管理運用スヘシ
一、百分ノ二十五、宅地、建物、田畑、山林
一、百分ノ二十五、銀行會社ノ株式
一、百分ノ二十五、國債券、地方債券、社債券
一、百分ノ二十五、地金銀通貨（預金●貸金）

前項ノ標準ハ各項増方二倍（百分ノ五十）減方二分ノ一（百分ノ十二半）ヲ超過セサル範圍内ニ於テ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第十三條　基本財産ノ内土地家屋有價證券株式等ハ總テ合名會社保善社ノ名義ト為シ置クヘシ若シ止ムヲ得サル場合アルトキハ臨時會ニ依リ他ノ個人名義ト為スコトヲ得
此場合ニ於テハ名義人ヨリ事實ノ證明書ヲ徵スヘシ

第十四條　基本財産ヨリ生スル收益及活動財産中總長名義ノ配當金ハ本社所得トス

第十五條　一族ハ保管持分中ノ株式會社安田銀行ヨリノ配當金ハ各自ノ所得トス

第十六條　保管持分ハ一族ノ相續人ニ繼承セシム之ヲ一族以外ノ者ニ讓渡賣渡シ又ハ質入書入等ヲ爲スコトヲ得ス

第十七條　保管持分ハ相續人又ハ其子弟ノ名義ニ分別スルコトヲ得
但シ此場合ニ於テハ臨時會ノ決議ヲ要ス

第十八條　保管財産名簿ヲ作成シ總長以下ノ役員及名義人調印ノ上之ヲ保存スヘシ

第十九條　本社財産中有價證券地金銀等ハ日本銀行ニ保護預ケトナシ置クヘシ
特殊ノ事情アリテ日本銀行以外ニ預託セントスルトキハ臨時會ヲ以テ決定スヘシ

第四章　計　算

第二十條　本社ノ收支金ハ毎半期計算トシ純益金ハ左ノ如ク處分ス
一、百分ノ十　修德準備金　一、百分ノ五
一、百分ノ五　勤功株基金及恩給基金
殘金ハ後期ヘ繰越

第二十一條　修德準備金ハ別ニ支出規定ヲ設ケ慈善公共等ノ資ニ供スルモノトス

第二十二條　非常準備金ハ本社ノ新築及修繕又ハ非常ノ經費ニ充ツルモノトス

第二十三條　勤功株基金及恩給基金ハ別ニ規定ヲ設ケ支出スルモノトス

第五章　役員

第二十四條　合名會社保善社ノ總長ハ同家ヨリ選出シ他ノ役員ハ各家ヨリ選擧スルモノトス

第二十五條　合名會社保善社ノ總長ハ一族ヲ統率ス

役員ハ總長ヲ補佐ス

第二十六條　總長ハ安田銀行ノ頭取トナルコトヲ得ス

第六章　集會

第二十七條　一族ノ集會ハ臨時會定時會和合會ノ三種トス

第二十八條　臨時會ハ總長ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ開會ス

第二十九條　定時會ハ春秋二回定日ニ於テ祖先報恩ノ爲メ祝宴ヲ開クモノトス、和合會ハ每月一回定日一族團欒シテ親睦ヲ圖ルモノトス

第七章　雜則

第三十條　修學期間ニ滿二十七歲迄ノ內トス

第三十一條　一族ノ結婚最底年齡ハ男二十歲以上女子十六歲以上トス

第三十二條　一族ノ結婚緣組ハ總長ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條　社員ノ相續人ハ血統ノ者又ハ配偶者トシ臨時會ノ承認ヲ受クヘシ

第三十四條　社員亡失シ相續人ナキトキハ一旦閉家シ其ノ財產ハ總長之ヲ保管シ後日臨時會ノ決議ヲ以テ相續人ヲ定メ之ヲ再興スヘシ

前項ノ規定ハ第四十九條第四項ノ適用ヲ受ケタルモノニシテ相續人ナキトキ之ヲ準用ス

第三十五條　社員ハ老年ニ至ルモ身體ノ健全ナル限リ勵行スルヲ要ス

但シ左記ノ場合ニ於テ總長ノ承認ヲ得タルトキハ此限リニアラス

一、疾病ノ爲メ職務ニ堪ヘサル時

一、年齡滿七十歲ニ達シタルトキ

一、嫡子ノ年齡滿四十歲ニ達シタルトキ

第三十六條　年齡四十歲以上ニシテ嫡子アルモノハ本妻亡失スルモ後妻ヲ娶ルヘカラス

第三十七條　社員ハ妾ヲ置クコトヲ得ス

但シ左記ノ場合ニ於テ總長ノ承認ヲ得タルトキハ此限ニアラス

一、年齢四十歳ニ至ルモ嫡子ナキトキ

一、年齢五十歳以内ニ於テ妻亡失シタルトキ

第三十八條　一族ハ總長ノ認可ヲ經スシテ自己若クハ他人ニ屬スル商取引ヲナスヘカラス、又債務ノ保證身元引受其他諸契約ノ保證人トナルコトヲ得ス

前項ニ違反シ負債ヲ生スルコトアルモ本社ハ其責ニ任セス

第三十九條　社員若シ負債ヲ生シ償却ノ途ナシト認メタル時ハ臨時會ニ於テ其保管持分ニ對シ相當ノ手當ヲ與ヘ其保管ヲ解除スヘシ

第四十條　一族間ニ於テハ如何ナル場合アルモ相互ノ訴訟ヲナスヘカラス

萬止ムヲ得サル場合ニヨリテハ總長ノ指圖ヲ以テ仲裁人ヲ定メ之ヲ解決セシムヘシ

此ノ解決ニ關シテハ服從ノ義務アルモノトス

第四十一條　社員ノ邸宅ハ可成傳來ノモノヲ保存スルコトヲ要ス若シ不得止事故アリテ他ニ移轉セントスルトキハ總長ニ申出認可ヲ受ケテ着手スヘシ

第四十二條　本社控邸ノ建物邸圍ハ一族相互親睦娯樂ノ爲設置シタルモノナルヲ以テ各自之ヲ利用スヘシ

第四十三條　一族各自ニ於テ別墅控邸等ヲ設クルコトヲ得ス

但シ不得止事故アリテ必要ヲ生シタルトキハ總長ニ申出許可ヲ受クヘシ

第四十四條　社員ノ贈答ハ必ス一定ノ規ヲ越ユヘカラス

親類及緣類トノ贈答ハ其緣故アル家ニ限リ一族一般ニ及サヽルモノトス

第四十五條　社員ハ株式會社安田銀行ノ配當金其ノ他ノ收入金ヲ以テ自家ヲ經營シ勤儉ノ餘裕ヲ以テ永年ノ基本ヲ積立ツヘシ

第四十六條　社員各家ノ純財産ハ自己ノ意志ニ從ヒ處分スルヲ得ルハ勿論ナリト雖モ事ノ重大ナルトキハ總長ノ認可ヲ受クヘシ

第四十七條　社員各家ノ經費ハ豫メ一定シテ每月給與スヘシ

第四十八條　社員各家ノ收支ハ規定ノ式ニ從ヒ怠リナク記帳シ每年期經費原簿及諸費記入帳ニ豫算表決算ヲ添付シ季末後二週間以內ニ於テ本社ニ提出シ總長ノ承認ヲ受クヘシ

第四十九條　一族中ニ本補則ニ違反シタルモノアルトキハ臨時會ノ決議ヲ以テ左ノ制裁ヲ加フ

一、譴責　一、謝金　一、閉居　一、除名

以上ノ制裁ニ對シテハ服從ノ義務アルモノトス

附　則

第五十條　將來國法ノ變更ニヨリ本補則ニ牴觸スルニ至リタルトキハ家憲及本補則ノ精神ヲ失ハサル樣臨時會ニ於テ改訂ノ處理ヲ爲スヘシ

右家憲及補則ノ條項ハ明治十三年以來實驗ノ上茲ニ第四回ノ更生ヲ行ヒ本年七月一日ヨリ施行スル所ナリ我一族各家ハ勿論其子孫タルモノ堅ク相守可申者也

大正八年六月

安田善次郎（八十二歳）

誓詞

前書安田家々憲及補則ハ私共ニ於テ聊カノ異存モ無之且無上ノ幸福ヲ賜リ候儀ニ付徹頭徹尾遵奉シ毫モ違背仕間敷ハ勿論子々孫々ニ至ル迄申傳ヘ堅ク爲相守可申候其祖先ノ靈前ニ於テ一同謹テ記名調印仕候也

大正八年六月

安田善三郎判（五十歳）
安田善五郎判（卅四歳）
安田善助判（四十八歳）
安田一雄判（二十歳）後見人安田善造判（四十歳）
安田善四郎判（四十三歳）
安田善雄判（三十二歳）
安田彦太郎判（十七歳）後見人安田善兵衛判
安田千代判
安田善彌判（三十七歳）
安田善之助判（四十一歳）
安田善衛判（四十四歳）
安田善兵衛判　四十五歳）

（十二）印章僞造行使事件の詳細を記述す

安田保善社は「歎願書」を檢事に提出して勝貞の不信用を倍大に披陳し、「始末書」に於て惡印象を判官の心理に植え付け、僞造の家憲を提出して斷罪の具に供し、更に鴟梟の慾を逞うして勝貞の財産を奪取し、其安全を計からんが爲に彼の印章を僞造行使した。由來僞造文書は印章僞造と併行する　安田保善社の場合に於ても然りである。然らば如何なる動機で斯る大罪は企てられたか、僞造の印章とは如何なる印章か、何故に僞造行使せねばならなかつたか、僞造行使して何を得たか且つ斯る企圖に賛畫して製作したものは何所の誰か等に付て說明を試みねばならなくなつた。

天下の富豪安田王國ともあらうものは……僞造文書を以て勝貞を罪に陷れ、僞造印章を以て彼の財産を奪取するなどとは思ひもよらぬ事柄である。併し、大正十二三年當時の安田保善社は、曩きには善三郎の分離で數百萬圓を割愛し、善彌の脫退で更に幾百萬圓を費した揚け句、今度は勝貞の事件にブッカツタのだから、而して世間一體不景氣風が吹き捲つた際の事だから、眞に危機に立つて居たと見ても良い。所謂內憂外患交々臻りた時の事だから、勝貞の債權者が大擧保善社に殺到する樣の事があつた場合を考慮に入れ、急遽勝貞の保善社持分を隱匿する必要を感じ、而して全債權者を蹴飛ばすべき手段方法として、玆に、勝貞の印章を僞造し　先づ之を大正十三年十一月四日勝貞の保善社脫退　に關する第二十四回臨時社員總會の決議錄に押捺し、以て勝貞の保善社々員た

る權利を剝奪し、其の百分の二の持分權を解消せしめ、遂に破産に陷れ同時に詐僞罪を以て問はるゝに導いたものである。然らば僞造の印章とは如何なるものかと云ふに、安田善助は第二十四回臨時社員總會前一ケ月、安田勝貞より預りたと稱する（安爲）横に安爲と刻せる印章である。而して勝貞本人は斯る印章は曾て所持せし事もなければ製作させた事もないと云ふ。然らば、

安田保善社は勝手に製造したものと見ねばならぬ。……併し玆に又考ふべき一點がある。それは勝貞は虛僞の陳述をなして居るのではないであらうかと云ふ事である。之に付て從來色々と調査研究された結果、勝貞は曾て善助に印章を預けてあつた事實は民事裁判の記錄に載つて居るけれど、此預けた印章は『太田』と云ふ印章を預けたと明言せず、單に『印章を預けて置いた事』があるのみ記載されてある所より、善助は其の預けられた印章は即ち其の横に刻せる『安爲』の印章だと主張するのである。是に於て舞臺は愈〻急轉直下する。此勝貞自身に記憶もない印章は如何に行使されてあるかを見ねばならぬ必要上、大凡、勝貞が在勤した各所に就て、其の使用せる印章を調査して見た所、他所に於ては毫も使用されて居らぬ。唯、保善社内のみに於て重要書類に幾回も押捺されてある。其の使用せる幾多の事跡に就て調査して居る中。大正九年十二月廿七日の書類にも押捺されて居る事が發見された。而して此の印章は大正十二年に製作されたと印章の側面に刻銘して

あるのたから奇怪は益々深まり行く。奇怪事！大正十二年に印刻されたものは大正九年に行使されて居るとは？然るに事實だ！それは昭和六年九月廿一日午前十時東京區裁判所岡崎判事は安田善助宅に臨檢し『安爲』印章を實地檢證せられた時、其の印章の

側面に『癸亥秋惠六製』と六文字のある事……を發見した。癸亥秋と云へば、彼の關東一帶を焦土と化した大震火災の年である。若し然らずとすれば六十一年前の事であらねばならぬ。斯る時代には安田王國は未だヒヨコにもなつて居ない筈だから大正十二年でなければならぬのに、之は大正九年十二月廿七日の安田善三郎が保善社を脫退する社員總會決議錄に押捺され、同時に其登記書類にも行使されてある事が露見した。天網恢々疎にして漏さずか？然らば、此惠六と云ふ印刻者は何處の誰人か？と云ふ事になる。矢は弦を離れた、搜査隊は四方に飛ぶ、都の內外、街の隅々、印判屋彫刻師、片つ端から探索して見たが見當がつかぬ、尋ねあぐむだ一ケ月、偶然千葉市々々と敎へて呉れたものがあつた。世は廣い、而も商賣の道は狹い。あつた〳〵『惠六』と云ふ印判師は千葉市の田代某と云ひ、昭和二年十一月に物故したが其の子の民雄は繼承して『惠石』と號し、家業を營むで居るのである。天は自ら助ける者を助けるとあるが、其玆に至る迄の三四十日間、草を分け根を堀り靈してもの願念は屆き、遂に搜し當てたのは全く神助佛力ぞと喜んだとは、さもあるべき事と

思はれる。即ち昭和六年十二月廿四日千葉區裁判所判事近幹之助氏は同店舗を實地に檢證、此の『安爲』の印章は確かに田代某印舖に於て製作された事が判然たるに至りた。併し玆に又疑問が生じる。

先代の『惠六』は死人に口なしとなつて居、……現在の『惠石』は父の代の事で充分の記憶がないと云ふ。同舖の記錄に付て調査して見ても誰が肝心の『注文者』であるかは明白でない。事件は尙隔靴搔痒の憾を今に剩してゐる。扨ては迷宮に入るのではなからうか。之に先ち、昭和六年十二月十一日、東京區裁判所判事山口金一郎氏は書記小島周藏氏を伴ひて安田保善社に臨檢し、現場に於て東京寫眞專門學校長結城林藏氏をして（一）善助所持の『安爲』の印章と（二）大正十三年十一月四日保善社第二十四回臨時社員總會決議錄中勝貞名下の『安爲』の印章と(三)大正十年十一月九日保善社總會決議錄中の『安爲』の印章と、等々につき異同を鑑定せしむる事となつた。之は十數個の印章を併列して逐一鑑定せしむるのは本旨であつたらうけれど、其煩を避けて大震火災の『前と後』との物につき比較研究鑑定せしむる事となつたものだ。結城氏は卽ち『フイルム版一に擴大して苦心研究月餘、現在善助所持に係る『安爲』の印章は、(一)、(二)、(三)の何れもの物とは、似て而して同一のものにあらず、そは此の刀の使用法に付き著しき相違あるからであると鑑定し、之を裁判所へ提出した。僞造！僞造！併し何故の僞造かは益々奇怪事だ！是に至りて僞造印章である事は最早

疑を狹む餘地がない。併し頗る奇怪な現象であらねばならぬ。何故かと云ふに、大正九年以來十三年に互り、十數回を通じて使用されてある『安爲』の印章は皆同一のもので、誰もが疑義を有たぬ。然らば、其の印章は保善社に於て現存しなければならぬ筈、縱令、勝貞は此印章の有無存否について異見ありとしても、三四年間を通じて使用し、而して其の印章は斯くの如く勝貞より一預かりてある」と云ふだけならば、疑は兩者に折半せられて動もすれば勝貞に不利益を負擔せしむるかに解せらるゝ。然るに善助所持の印章は、其等十數回使用されてあるものと同一でないとした時、保善社は何の必要で別個の印章を僞造せねばならなかつたかと疑問は生ずる。

刑事問題の判決に先ちて事件に斷定……を加ふる事は考慮したい。併し充分の基礎に立てる想像と豫斷は我等所期の一部である御寬恕を乞ふ。之を解說するには遠き昔に遡らねばならぬ。故善三郎は先代善次郎の懇望によりて其の長女の婿となり、現在善次郎の義兄として安田王國に君臨した。其の豪華の氣性は安田家特有の卑吝（けち）氣質と反（そむ）が合はず、遂に王座を滑るに至りた時、之を廢嫡する事が法律上至難である所より、先代善次郎は老夫婦で分家して財產を持つて出た。現在の善次郎は此の家系と財產を繼承して世に立つたのだから、實を云へば現在の安田家は分家であり、善三郎の遺族は安田家系統の宗主である。戶籍上に於ける無理は財產權につき繩ふ。無理を遂行する時常

に法律の眼が光る之を潜るのは由來富豪連の常習である。玆に印章の僞造が萌芽したものと見よ。

而して善三郎一身の處置をつけたのである。此の時製作された『安爲』の印章は隨時重要案件毎に、而して勝貞不在の時にのみ使用せられつゝあつたのだが、勝貞自身すら今回本件の捲き起る迄毫も知らなかつたと云ふのは事實で、又他の社員に於ても之と同等の專横振りを滿喫して居る雅量の持ち主であるだけは嘘の様な事實だから驚かされる。善三郎の措置、善彌の最後、悉く或る一部人の專横獨斷で解決され一般の社員は「何も知らず」して天下泰平の握り拳丸だから

安田王國たるもの丶前途も?而して!……と云ひたくなる。然らば其の當時の印章所謂善三郎放逐當時の印章を、勝貞より預けられたのは此の「印章」だと云へば或は通るかも知れないのに、何を苦しむで態々僞造を反覆せねばならなかつたか?其れには斯う云ふ弱點があるのであらう。曰く、其の印章には、何か年月の刻銘あり、又其の刻銘は直ちに事件に累を及ぼす惧れでもあるか、さなくば其印章の注文者は直ちに判知されるかの苦心があるので之を一方に忍ばせ、千葉『惠六』の物故せる「刻銘」を利用、大正十二年の製造なる事を仄めかせ、以て得たりとなして居たものと見れば大體は判るではないか。保善社は最初に「安爲」なる印章を僞造行使し、更に新「安爲」を物故せる人の名によりて僞造を重複したものだと消息通は解釋して居る。わかつたか!

(一三) 追記

安田保善社對安田勝貞並に萬代一太郎間の問題は、昭和五年以來裁判中の處、今や民刑事係爭事件は十七件に上り、益々紛糾の度を加へつゝあり。元來は、此の係爭問題を中心にして詮議中、僞造文書、僞造印章等の發覺されし關係上、往々、彼此混淆視さるゝ嫌なきに非ず、依て、本後援會とは何等關係なくして而も密接なる聯瑣ある事を知らしめむが爲め、右事件の項目を掲出する事とした。前案後件を照合して大體の歸趨を諒知せらん事を希望す。　編者識

一、昭和五年四月二十八日原告萬代一太郎被告合名會社安田保善社及安田善次郎間ノ金壹百五拾萬圓ノ持分拂戻請求代位訴訟事件

萬代一太郎ハ安田勝貞ニ奈良縣下ノ土地五千二百町歩ヲ賣却シ其代金ヲ安田勝貞ニ代位シテ請求セシモノ（民法四二三條）

二、昭和七年三月十二日原告萬代一太郎被告合名會社安田保善社間ノ金壹百萬圓ノ持分拂戻請求訴訟事件

安田勝貞ハ自己ノ有スル合名會社安田保善社ニ對スル持分拂戻請求權ノ一部ナル金百萬圓ヲ萬代一太郎ニ有償讓渡シタルモノ

三、昭和七年三月二十九日原告安田勝貞被告合名會社安田保善社間ノ參百五拾萬圓ノ持分拂戻請求訴訟事件

安田勝貞ハ合名會社安田保善社ニ對シ金六百萬圓ノ持分清算拂戻請求權ヲ有スルヲ以テ前記二個ノ訴訟請求金貳百五拾萬圓ヲ控除シタル殘額金參百五拾萬圓ヲ訴求セシモノ而シテ各訴求金ニハ法定利息年五分ヲ附加シテ請求シ居レリ

四、被告訴人安田善次郎僞造文書行使罪ノ告訴事件

大正十三年十一月四日時ノ理事長結城豐太郎氏司會ノ下ニ開カレタル合名會社安田保善社第二十四回臨時社員總會決議ニ於テ善次郎ハ勝貞ノ記名、印章ヲ僞造シテ勝貞氏持分（百分ノ二金六拾萬圓）全額ヲ自己ニ無償讓受ケヲ爲シタル僞造ノ決議錄ヲ作成シテ前記民事々件ニ於テ神聖ナル法廷ニ行使シタルカ爲メナリ

五、被告訴人安田善次郎、松本蒸治、僞造文書行使罪並ニ詐欺罪告訴事件

前記持分拂戻請求訴訟ニ於テ被告等ハ持分拂戻ヲ拒否センカ爲メノ欺罔手段トシテ大正九年六月二十四日附安田家々憲並同補則ナル文書ヲ僞造シテ安田勝貞ノ持分拂戻請求權カ失權セルカ如キ不利ナル家憲條項ヲ加ヘタルモノヲ前記民事々件ニ提出行使シタルカ爲ナリ

六、被告訴人安田善助、安田善兵衛僞證罪告訴事件

被告訴人カ前記民事法廷ニ於テ勝貞氏印章ニ關シ持分ノ由來ニ關シ又持分無償讓渡行爲ニ關シ僞證ノ供述ヲ爲シタルカ爲メナリ

七、其他民事々件ニ於テ

1、事務委託不存在確認事件
2、決議錄僞造確認事件
3、他ノ決議錄確認事件
4、僞造家憲確認事件
5、領得金返還事件

其他刑事々件ニ於テ

1、印章僞造事件
2、他ノ印章僞造事件

等其件數實ニ十七件提起セラレ居レリ猶次第ニ發展シ停止スル所見定メツカサル實狀ニ在リ

八、(A)原告側ノ確證

1、明治二十年七月制定ノ家憲
之ニヨルトキ勝貞氏ノ持分ハ先代安田彌五郎ヨリ相續セルコトヲ明證セリ
2、大正八年六月制定ノ家憲
コハ終ノ家憲ニシテ之ニヨルトキハ勝貞氏ノ持分百分ノ二即チ六拾萬圓ナルコトヲ明記シ失權シ居ラサルコトヲ明證セリ
3、大正十三年三月七日制定保善社定款
之ニヨルトキハ明カニ勝貞氏ハ持分百ノ二、六拾萬圓ヲ有シ失權シ居ラサルコトヲ明證セリ

(B) 被告側ノ證據
1、大正十三年十一月附勝貞氏自署ノ『御願』ナル文書之ニヨルトキハ『單ニ名義ニ止マリ元來勝貞ノ所有ニアラサルコトヲ記載セリ、勝貞氏ノ債權者ヲ騙倒サンタメノ虚僞ノ事實ヲ證明セル證書ナルコトヲ知ルニ足リ、學說判例ニ照シカカル虚構ノ觀念表示ハ無效ナリ、ココニ於テカ今ヤ被告側ハ此證書ヲ援用シテ原告ニ對抗センコトヲ斷念シ明カニ持分ノ所有權ヲ認メ居レリ
2、大正十三年十一月四日附保善社第二十四回臨時社員總會決議錄

本決議錄ハ勝貞カ保善社ヲ退社スルコト、勝貞ノ持分全部ヲ善次郎ニ無償讓渡シタルコトノ二事項ニ對スル總社員ノ同意ヲ表決セル決議錄ニシテ、勝貞(當時善造)ノ記名モ其ノ名下ノ印影モ共ニ僞造ナルモノナリ。
此決議ハ前記勝貞氏自署ノ『御願』ナル文書ヲ基本トシテ作成シタリト主張セルモ直接ノ取扱者タル安田善兵衛ノ證言ニヨリテ前記『御願』ナル文書ハ決議後ノ作成ナルコト明カニナリタルノミナラス、當日勝貞氏ハ千葉市第九十八銀行ニアリテ執務シ居リ保善社ニ出頭シ居ラサルコトハ昭和六年十二月十一日中島判事カ書記ヲ從ヘテ千葉第九十八銀行ニ臨ミ諸帳簿ヲ檢證セラレシ結果其檢證調書ニヨリテ明證セラレ居レリ
本件決議錄中勝貞氏名下ノ印ハ(安)ノ印ナルカ之ハ現ニ善助カ所持スル所ニ係リ昭和六年九月二十一日岡崎判事カ書記ヲ從ヘテ善助宅ニ臨ミ其ノ印章ヲ檢證セラレシ結果、其ノ印材ノ側面ニ『癸亥秋惠六刻』ノ六文字ノ微細ナル刻銘アルコトヲ發見セラレ、癸亥秋ハ大正十二年秋ニ當リ(六十一年目ニ廻リ來ルコトハ曆年上明カナリ)コノ印ニ於テ觀ルニ此印章ハ大正九年十二月二十七日安田善三郎氏カ退社ノ際登記所ニ提起セル書類ニ押捺セルコト判明シ、遂ニ理論上僞印ナルコトヲ明證スルノミナラス、裁判所任命ノ鑑定人東京寫眞專門學校

長結城林藏氏ノ擴大寫眞術ニヨルフキルム寫眞ニヨリテ僞印ナルコトヲ明證セラレタリ。何レモ裁判所ノ調書ニ明記セラレ居レリ。

3、貞勝ノ退社當時勝貞ノ負債總額金五拾貳萬餘圓ハ善次郎カ自己ノ損害ニ於テ辨濟シタルモノト主張シ暗ニ前記勝貞ノ持分讓渡ハ其ノ實質ニ於テ有償讓渡ナルカ故ニ勝貞ノ失權ハ當然ナル旨理由附ケ居レリ、

コハ勝貞氏カ當時投機ニ汲頭シ居リシ事實ヲ知ル何人モ至極尤モナリトスル所ナランモ原告側ニ於テ昭和七年八月武州銀行東京支店、川崎第百銀行千葉支店ニツキテ調査シタル結果、當時貞勝氏ハ安田銀行舊新株式總數一萬一千四百五十株ヲ所有シ居リ、此全部ヲ善次郎ニ於テ處分シ其代金ヲ以テ勝貞ノ負債ノ全部ヲ辨濟セルモノニシテ、猶當時ノ安田銀行株式ノ實價ヨリ觀ルトキハ負債返濟ノ殘額資金拾數萬圓ハ善次郎ニ於テ領得セル計算トナリ、玆ニ於テ之レカ殘額金領得ノ返濟請求訴訟ヲ目下提起係爭中ナリ

4、大正九年六月二十四日安田家々憲同補則

被告側ハ前記民事々件ニ於テ、最初勝貞氏自署ノ『御願』ナル文書ヲ基礎トシテ盛ンニ保善社持分ハ單ニ名義ニ止マリ、元來勝貞ノ所有ニアラサルモノトシテ無償讓渡ヲ理由附ケントシタルモ遂ニ原告側ノ主張ニ對シテ及ハス、玆ニ於テ第二次ニハ善次郎カ自己ノ負擔ニ於テ勝貞氏ノ負債ヲ辨濟セシヲ以テ實質ニ於テハ無償ニアラス有償ナリトテ理由附ケントシタルモ之亦原告側ニヨリ確證ヲ以テ看破ラレ最後ニハ大正九年六月二十四日改定ノ安田家々憲存在スルモノトシ特ニ其ノ第二十七八條ニ退社、同族脫退凡テ持分ニ對スル權利ヲ失フトノ規定ヲ設ケ之ヲ以テ持分無償讓渡ヲ理由附ケントシタルモノナリ

然レトモ此ノ家憲ハ何人モ署名捺印シタルモノニアラス、全然僞造ノ文書ナルコトハ昭和七年二月五日武藤判事カ書記ヲ從ヘテ善次郎宅ニ臨檢セラレタル調書、並ニ昭和七年十月五日裁判長高橋判事カ書記ヲ從ヘテ善次郎宅ニ臨檢セラレタル結果明確トナレリ

玆ニ於テ保善社側カ斯カル僞造文書ヲ神聖ナル民事法廷ニ提出行使シテ裁判所ヲ欺罔シ此欺罔手段ニヨリテ原告側ノ權利ヲ侵害セントシタルモノトシツ、アルモノニシテコハ刑事上ニ於テモ僞造文書ノ行使罪並ニ詐欺罪ノ現行犯ニアルコト明カナリ

而カモ偶々此ノ僞造家憲ハ勝貞氏カ昭和四年頃刑事上ノ問題ヲ起シタル際保善社ハ進ンテ之ヲ檢事局ニ提出シテ無辜ノ勝貞氏ヲ陷レタル事實迄明白トナルニ及ンテ重ネ々々被告等ノ非違非行カ曝露スルニ至レリ勝貞氏ノ刑事々件ハ何人ノ告訴ニ基クニアラス全ク保善社側ニ於テ勝貞氏ノ當時ノ債權者ヲ踏ミ倒サンタメニ作爲セルモノトヨリ外ニ解スル能ハサルモノアルナリ

(一四) 安田勝貞の寃罪に對する關係辯護士の上申書

以上の記述によりて安田保善社の不正不法行爲が明瞭となり、安田勝貞處刑の證據として採用された『文書印章』等は僞造であつた事が明白となつた。然らば斯る僞造の證據によりて斷罪されたのは寃罪でなければならぬと云ふ結論に達する譯であるまいか。是に於て關係辯護士は昭和八年一月十日付『特赦の上奏あらん事の上申書』を司法大臣に提出した。今其の末文を掲出して世論に問ふ一助とする。

……前文省略

之を要するに本件確定判決は一方に於ては虚僞の安田家々憲同補則に依り本件持分は退社脫退と同時に當然失權すべき性質のものなりとの錯誤に陷り又他方に於ては恰も安田保善社が數十萬圓の上申人――勝貞――の負債を引受辨濟したるもの丶如く誤認し此事實を前提として「持分の抛棄」を認定したるものにして若し前記二事項の誤認なかりせば實驗則上持分抛棄の事實を否認したるは必然なりと謂ふべく上申人――勝貞――は當然其刑責を免るべかりしものなりと思料致候、殊に本件斷罪の最大要點たる保善社持分の性質に關し如何に保善社が自己の利益を擁護するに急なればとて故意に上申人――勝貞――に不利益なる虚構の家憲及補則を作爲し國家司直の機關を錯誤に陷らしめたる所爲の如きに至りては司法の權威を侮蔑冒瀆するも甚しく事は單に上申人――勝貞――一個の利害にのみ關する事項にあらずと信じ候に付き希くば事態の眞相御究明相成り特赦の上奏其他是正の御手續を仰ぎ度證明を具し此段及上申候也

(一五) 安田勝貞寃寃期成後援會生る

天下の富豪安田善次郎は、其の率ゆる合名會社安田保善社に蟠居し、文書印章等を僞造行使して其の肉親者たる安田勝貞(舊名善造)を處刑せしめた事が判明するや、天下靡然として其の不正不法行爲を難詰する者續出し、玆に期せずして安田勝貞寃寃期成後援會が生るゝに至つた。今其の趣意書を掲出して說明の一端に代ふ。

安田勝貞寃寃期成後援會趣意書

本會は安田勝貞が安田保善社の不法の行爲に依り、刑事上に於ては不當の罪に陷れられ、他方民事上に於ては、其の最極刑たる破產を宣告せらるゝに到りたる事實の眞相を明かにし、其の寃罪を雪ぐを以て目的とするものなり。即ち昭和四年、安田勝貞が不幸にして刑事上の嫌疑を受くるや、

安田保善社は、不都合にも安田勝貞に甚だ不利益なる家憲補則を作爲し、之を大正九年六月二十四日附安田家々憲及補則なりと稱して東京區裁判所木寺檢事に提出し、以て檢事局及裁判所を錯誤に陷れ、勝貞を懲役六ケ月の刑に處せしめたるものなり。然れども、安田家に於ては、大正八年六月先代善次郎翁八十二歳の時、家憲及補則を改定したる以後、毫も改訂變更せられたる事實なく、而も其の規定に依れば、安田勝貞の保善社持分は明かに其の權利に屬し從て決して處刑せらるべき謂れなかりしもの也。加之、保善社は安田勝貞の印章を、千葉市田代某をして印刻僞造せしめて之を行使して安田勝貞の財産を奪取し居れり。之が爲めに安田勝貞は不當にも昭和三年九月二十日破産の宣告を受けたるもの也。思ふに、安田保善社は、安田勝貞が當時負債を有せしが爲め、其の累の及ばんことを慮れ、同人に毫も持分權なきことを裝はんとして、僞印を使用して財産を奪取し、且つ斯くも僞造の家憲及補則を檢事局に提出したるものにして、現に昨年安田勝貞か關直彥、馬場愿治、鳩山秀夫其の他諸辯護士を代理人として提起せる持分拂戻請求の民事訴訟に於ても、安田保善社は、右僞造の家憲及補則を民事法廷に行使して抗爭せり。然るに、昨年十月五日右民事々件の擔任裁判長に於て、自ら安田善次郎宅に檢證せられ、右家憲補則の存否を糺したる結果、大正九年六月二十四日附家憲及補則が僞造なることは動かすべからざる確證を擧ぐるに至り、一方印章僞造なる事は裁判所任命の鑑定人、東京高等專門學校長結城林藏氏の擴大寫眞術による鑑定の結果明白となり、安田勝貞の寃罪たる事今や明かとなれるにより、玆に大方諸士の御協力を仰ぎ、其の寃を雪がんことを期する所以なり。

現代如何に拜金の時代なりとは云へ、安田保善社が自己の利益を守らんが爲に、曩きには檢事局及裁判所を欺きて一族肉身たる安田勝貞を刑に陷れ、且つ私印を僞造して財産を奪取し、不當に破産に陷れ、今民事法廷に於ても僞造の家憲及補則を行使するが如きは、洵に天人共に許さゞる非違なりと斷せざるべからず。吾人は殊に現時の世相に鑑み、社會正義の爲に奮起せざるべからざる事となりたる趣旨に御贊同あらんことを希望すると云爾。

昭和八年一月　日

安田勝貞雪寃期成後援會

安田勝貞雪寃期成後援會規約

第一條　本會ノ名稱ハ安田勝貞雪寃期成後援會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ安田勝貞カ蒙レル寃罪ヲ雪辱スルヲ目的トス

第三條　本會ノ費用ハ凡テ會員ノ會費又ハ義捐金ヲ以テ支辨ス

第四條　本會ノ目的ヲ達成スル爲メ會員中ヨリ理事五名ヲ選任シ一切ノ手段方法ヲ一任履行セシム

(一六) 安田勝貞雪寃期成後援會事務所設置と第一回總會

本會は事務の所理上、東京ステーション、ホテル三階四十號室を事務所とする事に決定、昭和八年一月十日より同所に於て一切の事務を執りつゝある。

次で一月十三日午後五時同事務所に於て第一回會員總會を開き、趣意書並に其の規約を上議し、滿場一致可決確定。引き續き規約による理事五名の選擧には座長の指名による事とし、座長は左記五氏を指名し、同氏等は同時に快諾された。

山本清毅、武見喜三、南　三郎、萬代一太郎、淺野清一

是に於て理事五名は協議の結果、來る十八日日比谷公會堂に於て第一回大演說會を開き、汎く公衆に呼び掛くべき計畫を發表し、會員は擧て大賛成の意を表し、直ちに實行に取り掛る事となる。

(一七) 大演說會の準備

安田保善社の不正不法行爲批判第一回演說會は安田家先代の寄附に係る因緣深き日比谷公會堂に於て開催する事に決定し、會堂の借入は一月十日約定、一月十八日午後五時開會と確定、諸般の準備に取り掛る。

先づ宣傳ビラ印刷の必要を感じ、左の如き實物大の印刷をなす。其の數實に壹百萬枚

天に口

安田保善社とは如何なるものか
安田家のお家騷動と保善社の策謀

○本所公會堂（第二回）二月十五日（水）
○赤坂（溜池）三會堂（第三回）同　十七日（金）
○本郷佛教青年會館（第四回）同　二十日（月）

安田保善社不正不法行爲批判 連續演說會

○當各日午后六時開會、不論晴雨、傍聽無料

安田保善社の債權蹴飛ばし策と裁判所の措置
文書印章僞造行使並に僞證罪と檢事局の態度

主催者　安田勝貞雪寃期成後援會

事件の概要

後援會は何うして出來たかと云へば、安田勝貞は無實の刑に處せられたのを見て何とかしてやらねばならぬと云ふ事、斯る事は昭和の聖代にあるべからざる事、其の事があつたのだから問題として取り扱はるゝに至つたのである。

而して安田勝貞とは如何なる人かと云へば、元安田善造と云ふた人で、事件の起る迄、熊本肥後銀行八王寺三六、千葉九八銀行等々の頭取であつた人、此の人は昭和四年、不幸にも

刑事問題に

問はれた時、其の問題が不起訴となつたにも拘はらず、他同一內容事件の爲め、いつの間にか進展して遂に一審二審三審共に有罪の判決を受け、服役せねばならぬ所を病弱の爲に猶豫されて今日に至つて居るのである。之は、確かに安田保善社が檢事局に提出した『始末書並に歎願書』と云ふものが祟りをなし、之に基きて審議を續行されたものだから頗る不利の印象を顯出したものだと見るに充分の理由がある。尙且つ此の審理中、安田保善社外事課長佐島啓助が、昭和四年五月六日付を以て

木寺檢事殿

に提出した第五回安田家々憲同補則と云ふものがある。之は同家の憲法で、大正九年六月廿四日付であり各自署名調印すと云ふ文句はあるが、書いてない。其の筈、同家の憲法は大正八年六月故善次郎翁が八十二歳當時に改訂增補された第四回のものは正本で其の後に變更された事實がない。之は爭ひの中心をなして居る所謂

僞造の文書

であり、區、地方兩裁判所判事の檢證調書によりて僞造たる事は疑ふ餘地がなくなつて居るので、即ち、斯る僞造文書によりて斷罪されたのは『無罪』でなくてはならぬと云ふ結論になる昭和の今日陛下の赤子は故なく罪を被つたとしたならば、而して斯る事が每度反覆されるかを杞憂したならば、上陛下の御名に於てする裁判の威信の爲に、下我等八千萬民衆の爲に、捨て置くべからざる

重要案件

なくて何であらう本件に關しては本年一月十日付、關係數名の辯護士諸君によりて、『上奏の手續あらん事を司法大臣に上申』して居るを見ても、苟も虛構の言說でない事が判知されやう。加之、保善社は亂暴にも勝貞の

印章を僞造

して勝貞の安田保善社百分の二の持分權奪取の爲に行使し。巧に彼を破產に陷れる導火線とした。此の印章は千葉市在住田代某の彫刻で。同時に僞造である事は再三の調査により明白となりて居り、東京寫眞專門學校長結城林藏氏は、月餘に亘る苦辛研究の結果

僞造と鑑定

された譯で、斯道の權威者であるだけに誰もが異議を唱へ得ぬ。斯る重大事件は擊轂の下に於て白晝公然として行はれ之に對して市內有數の青山會館に於て批判大演說會が開會され其の會場には七十の制服警官が武裝出張警戒の任に當つて居た一月廿九日都下

無數の新聞

は、無冠の宰相を自任する記者諸君と、世の木鐸と云ふ商賣を振り翳しながら一行半句も本件に關して紙面の割愛をして居ない所に、寧ろ大問題であると云ふ餘音が嫋々として居るのではあるまいか然り而して！

來れ！聽け！

有名無名の出演者は皆悉く利害關係を超越し、社會正義の爲に奮起せるもの故、其の言動や總て眞劍味を帶ぶる点に於て、他一般演說會と其の趣きを異にする。

頭山滿　田中弘之兩先生

の書翰は現代社會の弊所を指摘し、權藤成卿先生の御感想は此の短文章に竭くされてある。共に會場で朗讀して諸君と共に先輩の風貌を偲び諸君と共に破邪顯正の一路に邁進して見たい。來れ！

此の演說會に對する宣傳即ち廣告として、左の方法を採用した。

一、風船、十七日・十八日の兩日に亘りて、銀座尾張町と日本橋に於て、大風船二個を揭揚する事、風船の下部に左の大文字を附する事。

安田保善社　不正行爲批判
十八日夜五時　演說會日比谷公會堂

二、飛行機、十八日午前、午後二回、飛行機二臺にて宣傳ビラを全市內外に撒布せしむる事、此の飛行機には、後部に風船下部に顯はしたる同一大文字を附せしむる事。而して會員の中より希望者あらば一機一人搭乘せしむる事。

三、立看板

大、巾　三尺　高　十二尺　拾本　小、巾　尺五寸　高　八尺　百本

而して大小共に左記の各文字を記載し、尙撮影に鮮明ならん事の用意として大小共に黑枠を附する事

十八日午後五時　日比谷公會堂ニ於テ

保善社不正不法行爲批判第一回大演説會

安田勝貞雪寃期成後援會

四、旗　　合計　三十本

旗は合計三十本製作、地質は黄色、文字は墨汁を用ゐて左記の如く三樣に記載し立看板と同趣旨の下に黒枠を施したり。記入文字は左の如し。

（イ）眞劍味の大演説會　十本　（ロ）生か死か　十本

（ハ）社會正義の爲に　十本

五、角行燈　　合計　三十個

之は一尺、二尺、三尺の方形に作製し、一尺の側を背負ふものとし、各三面共に立看板と同趣旨の下に黒枠を施したり。

六、チンドン屋　　十組

但チンドンヤ　四人　旗持　三人　角行燈　三人

計　　拾人を以つて一組とす

右廣告に從事する者は總て正淨潔白の意味を表示する方法として一切白衣を着用する事とした。

(一八)　演説會開催の通知と招待狀

演説會の開催は決定した。即ち先づ安田系の人士其の他に此の主旨を郵便にて通知し、若し希望あらば當日演壇に於て意見を發表せしむる方針となり、左の通りの書面を發送した。

謹啓　貴下益々御清康大賀の至りに候

扨て安田勝貞對萬代一太郎間に於ける繋爭事件は延て安田保善社對萬代一太郎間の問題と相成り候儀は貴下夙に御承知の通りに候、而して其の一族たる安田勝貞は曩きに金錢貸借關係より遂に刑餘の人となり、現在慶生病院に於て加療中刑の執行を猶豫されつゝある次第の處、本人は頗る之を遺

慨とし機會ある毎に其の寃罪たる事實を披瀝陳情して已まず、其の云ふ處其の指す處又實に肯綮に中たる點多々あるに鑑み吾人聖代に齢する者玆に於て默視するに忍びず、若し又之を事實なりとせば我國司法權の尊嚴を冒瀆する重大事にも之れあり旁々昨年來有志相計りて詮議研究中の處益々疑義の存する點多く遂に今回奮起して先づ之を嚴正なる社會の批判に懇ふべく來る十八日午後五時安田家先代善次郎翁が遺志に基きて寄附されたりと稱せらるゝ安田家に緣故深き日比谷公會堂に於て第一回公開演說會を開催し事件の斯くなれる逕路より將た又一世の疑惑を釀成せる諸種の眞相に至る迄悉く裁判所に於ける調書に準據して黑白甄別の先驅たらむ事と相成申候に付ては貴下に於て若し御主張あらば餘議に亙らざる限り時間の容るす範圍內に於て御發表の機會を御提供可申上候條御遠慮なく御申込み被下度以て兩全の目的を達成し情理の完璧を庶幾する所以に候

追て其の間ステーション、ホテル三階四十號室に於て執務中故御用の節は同所迄書面を以て御通告下され度、次回の演說會は場所時日等決定次第更に御通報申上候

昭和八年一月十二日

東京丸ノ內

東京ステーション、ホテル三階四十號室

安田勝貞雪寃期成後援會

殿

(一九) 頭山、田中兩先生に本會の批評並に指導を懇請せる書翰

益々御健勝欣賀の至りに候、扨て、本會は、其の名の示す如く、安田勝貞一身上の寃罪を雪ぐを以て目的とする次第に御座候得共、事は、我國司法權の冒瀆汚辱に御座候て、延て　至尊を煩はし奉る結果と相成候儀にも御座候へば、玆に書中を以て事件の梗概を披陳し、兩先生の御批判御指導を乞ふ所以に候、現時、一世中、我等の以て本件に正解を與へ得る權威は、實に兩先生以外他に適任者なきを痛感したる結果と御賢察あらん事を希望致し候。

(一) 安田勝貞は安田一門の類家格にして、保善社の社員たり。彼は投機に關與し、資產を傾け負債山積したりとの故を以て保善社は、先づ累の自己に及ばん事を虞れ、勝貞の財產を隱匿せんとして破門の方法を擇びたるもの也。以て今日に至る迄債權者に對抗中に候

(二) 其手段として、保善社は勝貞の許諾なくして、千葉市田代印判師をして勝貞の印章を僞造せしめ、之を行使して勝貞の所有財產を奪取したり。

(三) 安田家々憲及補則なるものを僞造し、之を東京區裁判所木寺檢事に提出して勝貞を懲役六ケ月の刑に處せしめ、彼病弱入院加療中に屬するを以ての故に、僅かに刑の執行を猶豫されつゝ

ある次第に候。

(四) 斯くの如くにして、一方破産の宣告をなさしめ、遂に彼をして名實共に死地に陷れたるもの也。

之を要するに、保善社は、自己の財産を擁護せん爲に刑法上の罪を犯したる事は明白にして、苟も、富豪として社會の上流に位置するもの丶採るべき手段にあらざる事は云ふ迄もなし。

一方檢事局に於ては、證據書類の眞否を糺明せずして採擇したる點に於て、職責上免かるべからさる缺點ある事は云ふ迄もない。

又民事部に於ても、既に此の僞造文書、僞造印章を證據として採擇援用したるが爲め、債權者は悉く敗訴し、目下控訴中に屬す。

斯くの如く、官權と富豪と兩々結託の姿勢を以て弱者に臨み、而も、無辜の民をして寃罪に泣かしむるに至りては、陛下の赤子を驅りて累を 聖明に及ぼさしむるに至るもの、事玆に至りては既に個人を超越して國家問題たり、法律を超越して我朝治世の眞髓たる道德律に接觸せるものと斷せざるを得ず と存候。

況してや、既に一月十日を以て、上奏の手續を採用せられん事を司法大臣に上申中に候條或は眞に宸襟を惱し奉るに至らんかを恐懼すと雖も、斯くして 聖代の不祥事を去り 聖天子の下、一の無辜の民なからしめんことを期するにあり。吾人弊會を代表して野の權威者の奮起を翹望するは、敢て一私議にあらざる事を諒とせられん事を希望すと云爾。

昭和八年一月十三日

頭山 滿 殿
田中舍身 殿

南 三郎
萬代一太郎

(二〇) 頭山、田中兩先生の本會に寄せられたる返翰

拜復本月十三日附貴翰拜見仕候、貴殿初め安田勝貞氏とは未だ一面識無之候得共、果して貴翰の如く司法官權と安田保善社々員等と結託して證據を捏造し、無辜の安田勝貞氏を體刑に處したりとせば、獨り同氏の痛憤悲慘なるのみならず、我國司法權の尊嚴を冒瀆するの甚だしきものにして、延ひては畏くも 聖上の宸襟を煩し奉るべき言語道斷の大問題にして、鼓を鳴して詰責せざるを得ざる事と存候

爰に某重大事件の曝露するや、司法權擁護の聲四方に起り、國家の前途如何に成り行くべきやを憂慮致居候。天下の富豪たる安田保善社々員等が、官權と結託し、其一族にして　陛下の赤子たる良民を體刑に處し、剩さへ其所有財產を橫奪したりとせば、法律を超越して我皇國の道德律に照し當然死刑を宣告すべき重罪犯なりと相信じ候。

賞罰は國家の消長に關する最大問題なるは天下何人も知悉する所にして、佛典の王法政論經中には「賞賚に應ずべき者を刑罰し、刑罰に應ずべき者を賞賚するは本末顚倒なり、賞罰の法は國家の最重事なれば一人を賞賚すれば萬人之に隨喜するに非されば眞の賞賚に非ず、賞賚其宜しきを得ば國民上下擧つて善事を勵んで賞賚の恩典を蒙らんと欲して忠義に抽んで孝養を盡し家業に精勵するに至るべし若し之に反すれば國民上下不平を抱き、不忠不義不孝の大罪を犯すに至るべし云々」と有之候。

吾人は刑罰は音律の如く、其妙用は至誠に出づるものと思惟す、寸毫にても調子合はざれば音律亂るべし、局に當る者は深く玆に注意を要す可く候。吾人は積年日本の裁判にして往々感心せざるものありし事を遺憾に存居候。

猿猴等の下等動物より進化して人間に生れたりと云ふは進化論の所說なり、吾人天孫民族は進化論の如きものは信用もせず、又否定もせざれども、元來、下等動物は鬪爭を本性とするものなれば、假令、人と生れたりと雖も鬪爭の本性を失はず、故に歐米の歷史は概括して鬪爭と侵略の二點なり、言ひ換ゆれば、利害關係なり、歐米の法律等は總て利害關係を基因として生れたるものなれば、其の結果は推して知るべきなり、歐米には刑法ありて禮樂なし、故に爰に無理を生ず、無理は最高道德の最大違反なり、經濟學にしても同樣、歐米は土地と金錢と勤勞とを三大要素と謂ひ、之を基調として立論し居るもの、如し、彼には利用（科學）厚生（生活）あるのみ、利用、厚生の必要なるは言ふを待たざるも、東洋にては正德、利用、厚生を必要とす、人間にして正德を無視する者は完全なる人間に非ず、人間に非ざる者の橫行活步する世界は、虎狼の世界にして、眞の文明を遠ざかること千萬里なり、經濟學は天地宇宙の實在より出發するに非されば完全なるもの、生れ來らざるものと信ず、獨り經濟學のみならず、立法に於ても宇宙不可變の眞理、即、最高哲學最高道德を基調とせざるに於ては、千萬々條の法律を作るとも眞實なる世界の和平、人類の利福は木に緣つて魚を求むるの類なり、日本の法律は斯くの如く根本を誤りたる歐米の法律を模範となしたるものにして、司法の局に當る者も、亦根本眞理を解する者、寡少なるにより、本件の如き不祥事を惹起したるものならん乎。

次に勝貞氏は、故安田善次郎翁の血族にして同翁出世の大恩人たる某氏の息にして、安田家一門の分家格として遇せられ、同時に、安田保善社の社員とせられしが、其後勝貞氏は家憲に背き、投機に關與せし故を以て、一族の氣嫌を害ひ、保善社々員一同は同社に財産上の累の及ばんことを虞れ、勝貞氏の許諾を得ずして保善社より除名したる上其筋へ告訴し、六ケ月の體刑に處せられたるが、其判決確定後、證據の蒐集に勉めたる結果、除名等に關する勝貞氏の印章は、僞印なりしと、事實然りとすれば、不都合の極みなり、又勝貞氏は、安田の一族骨肉にありながら、一門の中より野蠻極まる一種の私刑に處せられ、痛憤悲慘に泣號し居るとの事なり、天下稀有の大富豪たる安田保善社同人は今世からなる貪慾の餓鬼と化し、修羅の地獄に墜落して、精神的寸安を得ざるは可憐可悲因果の理法は灼然として一糸亂れざるを知らば、速かに僞證僞印等の罪を懺悔し、轉禍爲福の方法を講し、一族一門の繁榮の爲めのみならず、國家の爲め精神を修養し、身を勞されよ、之れ吾人の老婆心に候

勝貞氏も、安田家一門而かも分家格として、安田家の家憲に反し、投機に關與せし事あらば、重々不都合なるに付、深く反省して再生の方法を懸命に講ぜられよ、吾人は一面識なきも、等しく日本國民として、弱者たる貴殿勝貞氏に同情の意を表する次第に候

古人の語に「病ひ汗すれば即ち其身安し、人過ちを改むれば即ち其心淨し」とあり、又陽明は「昨日は冠盜たりと雖も苟くも能く過ちを改むれば今日は君子人たるを害せず」と謂はれ居候。

以上充分玩味して善處せられんことを希望仕候。

吾人は一介の老浪人にして、御來信の如き過賞は當らざるも、貴殿方も安田家の一門たる弱き勝貞氏に對する無情刻薄を憐み、且つ我國司法權擁護の爲め奮起せられたることゝ察し、愚見の一端を述べ御回答旁々得貴意候。

昭和八年一月十七日　　敬具

安田勝貞氏雪寃期成後援會

南三郎殿
萬代一太郎殿
頭山滿之
田中弘之

(三) 第一回演說會の中止となる迄

斯くの如く、準備着々進行中の所、集會に關しては所轄警察丸ノ內署の許可を得べき必要ありとなし。此の許可の有無と日比谷公會堂使用とは因果關係あるの故を以て紛訌を生じ我後援會は頗る苦境に立つ事となつた。又廣告の中に就ても、風船、飛行機等の使用は、悉く管轄署の許可を必要

とする由にて、茲に丸ノ内署對後援會の對立となり、折衝數回、遂に丸ノ内署長永田繁太郎氏の懇望を容れ、十八日開會の演說會は中止、一同死の沈默に耽つた。會場には都合上演說會中止の張り出しが揭げられ、恰も忌中の觀をなして居た際の事、當日五時、突然號外の鈴に驚かされ、點檢すれば、左の如き號外が東京市の内外に撒布せられつゝあるを見た。

(三) 大久保新報の號外

丸の内署長の懇望に依り本日開催豫定の演說會中止

引續き第二第三演說會開催

安田保善社の不正不法行爲たる結論に到達したる事を曝露し延て檢事局の威信に關する問題となり今十八日日比谷公會堂に於て該問題の大演說會を開催し事實の眞相を社會に發表し社會的批評を期待せるにも不拘該演說會は丸ノ内警察署の懇望により開會不可能となり正義に立脚せる一大獅子吼も官憲の爲に空しく葬らるゝ事となつたのであるが過般創立された安田勝貞雪寃期成後援會は引續き第二第三の計畫に依り所期の目的達成に努力するとの事であるが斯くて第一回の演說會は、多くの費用を投じ、無殘の最後をとげたのである。正義を主張する者の力は何處迄續くか？？？を視よ。

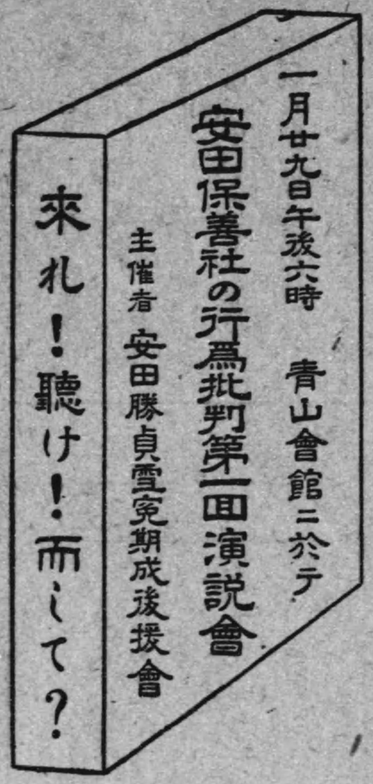

廿九日午后六時　青山會館　青山六丁目

安田保善社不正不法行爲批判第一回大演說會

安田勝貞雪寃期成後援會

(三) 青山會館に於ける本會主催の演說會に對する準備と宣傳

日比谷公會堂に於ける第一回演說會は、不幸中止となりたるに付き、之が一切の施設を踏襲して青山會館に於て、一月二十九日午後六時第一回弔ひ演說會を開催する事とした。先づ宣傳ビラを各新聞に折り込み、

立看板は以前の調製と略同一として、各要所に配付佇立せしめ、ポスターは前の如きものを新調して青山會館を中心として、其の周圍幾百の浴場と其の他に貼付せしめ、旗、白衣等々は以前調製のものをその儘、行燈は次の如きを新調して行動せしむる事とした。

× × × ×

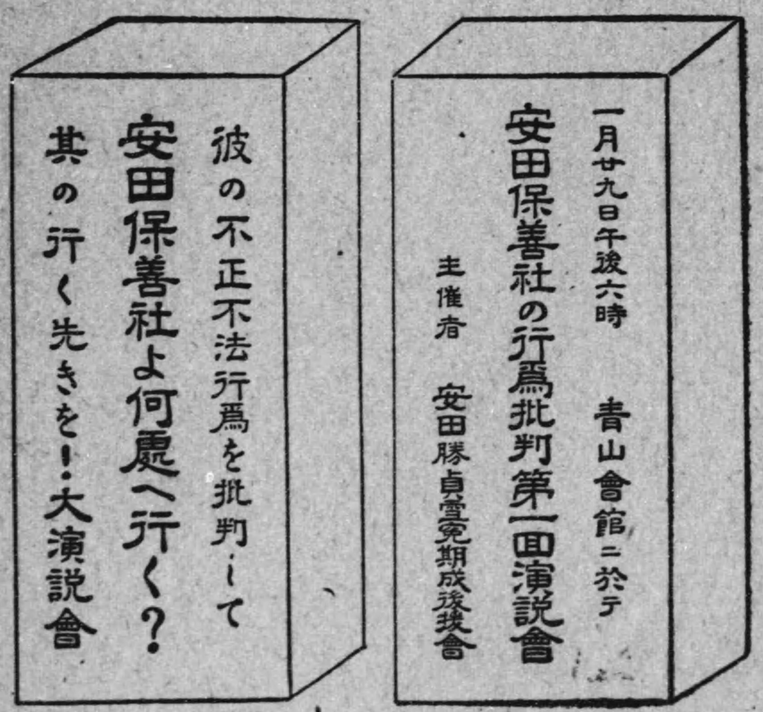

(二四) 大久保新報の號外

（昭和八年一月廿九日發行）

安田勝貞（舊名善造）雪寃期成後援會主催

第一回大演説會

去る十八日を以て日比谷公會堂に於て安田勝貞雪寃期成後援會主催の下に、安田保善社の不正行爲批判大演説會が開かるべき筈になつて居た處、場所柄と云ふ事が問題で丸の内永田署長の懇望を容れて遂に開會前中止にした同演説會は、今二十九日青山六丁目青山會館に於て晴雨を論ぜず午後六時より花々しく開會されるそうで、出演者は悉く緊張して弔ひ演説會の意氣を以て邁進すると云ふ事である

(二五) 青山會館に於ける演説會當日の光景並に出演者の演説中止

一月廿九日朝九時、牛込の一地點を出發した宣傳隊は、悉く白衣着用繃帶をなし、各自に旗を携

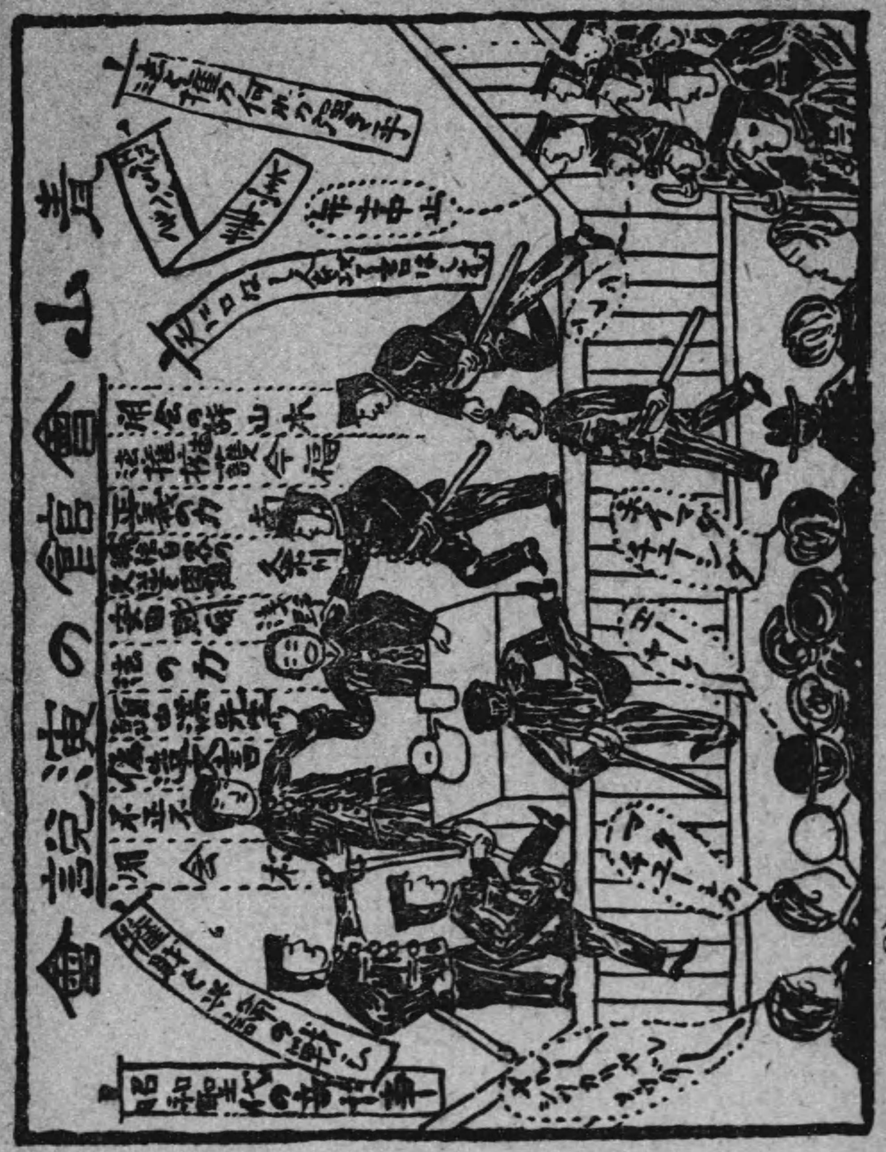

ふ者、行燈を背負ふもの等々總勢六十名、各區に亘りて宣傳ビラを撒布す、行路の人目を欹てざるはない。斯くて終日の行動を了りて寄山會館に歸着せんとする時、何に感じてか警官は之等を署に連行して解放せず、遂に本會理事武見喜三氏署に出頭して本會の主旨並に人夫に關する誤解等を釋明し、平穩裏に放免せしむる事を得た、之と云ふ主旨なしにする警官の行動は、本會人夫（賃金支拂濟）を拘束して本會の雜務を妨げし譯に畢りぬ、世人斯る事を無用の干渉又は官權の濫用、或は橫暴などゝ稱するのであらう。

而して山本清毅氏開會の辭を中止され、引き續き南三郎、今福吉三氏等皆演說を中止さる、且つ共の中止を聲明するや直ちに四五名の警官は演壇に跳ね上りて演說者を拉致退去せしむ、其の亂暴さ加減前古未會有と稱すべきである。幸ひ他演說者は其の意を演べ得しと雖も、其の光景たるや殆んど共產黨演說會に於けるが如きだと評する者が多かつた。

當夜一般傍聽者には小冊子を配布し、以て本會主旨のある所を徹底せしむる事に努めた。唯、或る種の行動の爲め、傍聽者が殺到せし勢を挫かれたるを遺憾とする。

警固の意か警戒か吾人知らず、唯當夜七十餘名の武裝警官が一室に屯して居たには仰天した。會場內外にある制服私服は此の計數以外なるには愈々以て仰天を再びせざるを得なかつた。

(二六) 無名氏の寄贈品と本會の之に對する措置

昭和八年二月一日、偶然又突然、兩三名の人夫が事務所の戸をノックした。無言の儘一葉の紙片を差し出すのである。之を見るに、「寄贈」無名氏とある。人夫は唯一言『御奮闘を祈る』と云ふのであつた。而して清酒四斗入一樽『金鵄』の菰冠りを置き、逃ぐるが如くに去る。一同此の好意ある行爲に感佩、直ちに理事會を招集し、此の奇特の寄贈品處分につき最善の措置を協議の結果、滿場一致、之を滿洲國治安維持出動中の將兵諸君を犒ふ意味に於て寄贈する事に決定、直ちに其の手續をなし、左の通り荒木陸軍大臣に書翰を以て通牒した。

謹啓

大寒の候閣下益々御健勝爲邦家奉慶賀候、扨て弊會儀、年初以來、會名の指示する件に關して活動中に候處、二月一日、無名氏の名の下に弊會の奮闘を祈り其の成功を期待すと附記して清酒一樽寄贈あり、弊會員一同恐縮且つ其の好意熱情に對して感佩措く能はざる次第に候、然る處、斯の公事業に對する御同情は、獨り弊會員のみに於て私すべからずと一同合意し、且つ我國現時の狀態に鑑み、寧ろ之を我等の同胞にして我國發展の第一線に活躍する滿州國保安將兵諸君に寄贈し、聊か

其の勞苦を犒ふは我等の微衷たるのみならず、又以て無名氏の奉公心を滿足せしむるに足るものと信じ候條、茲に無名氏の御好意を具して閣下の一顧を煩はす事と致し候、庶幾は此の涓滴の意を了とし、可然、御取扱ひ被下度奉希望候也

昭和八年二月二日

陸軍大臣　荒木貞夫殿

安田勝貞雪寃期成後援會

(二七) 安田勝貞より感謝狀來る

謹啓　時下嚴寒の候貴會御一統樣には愈々御多祥に被爲渉慶賀の至に奉存候。

扨て今回小生の爲に雪寃期成後援會を設立、悲壯の御活動を爲し被下候段感謝の至に不堪候、幾多の壓迫を排除し、幾多の困難を凌ぎつゝ御奮闘被下候御模樣病牀にて傳承するにつけ望外の幸福を感じ、只管、感激の涙にくれ申候、渺たる一介の小生、久しく寃に泣くと雖も、斯くの如く御一統の義憤に價するとは夢にも思はざりし所なるに、今更ながら單に小生一家の問題のみならず、延いては天下萬民の休戚に關する事に氣づき、且つ驚き、且つ勇み申候、御一統の御好意に甘ゆるに似たれども、社會正義擁護の爲に徹底的に御盡力爲し下され度奉願上候小生としては此の儘瞑目す

るとも最早遺憾無之感激此の事に奉存候。

右禿筆を呵し微衷を披瀝して御禮申上候。頓首謹言

昭和八年二月二日　　病床にて　安田勝貞拜具

雪寃期成後援會御一統様

(二八) 權藤成卿先生に批判を乞ふ書翰並に其の返翰

我後援會の事業は、漸次世上の諒解を得つゝある事實は認め得らるゝ、併し毫頭油斷すべからざる域にある。依て昭和八年二月八日付先輩權藤成卿先生の許へ、左の如く書面を以て其の指導を仰いだ。

永々御無音に打ち過ぎ居申候處、先生益々御健勝、奉欣賀候、扨て不肖等儀、先年來安田保善社の不正不法行爲に對し、極力抗爭中に候も、常に官權の壓迫に會ひ、所期の目的を達成する事を得ず、遺憾至極に存居候、就ては別にパンフレット一部御寄贈申上候條、御一讀被下度、而して先生の斯る事件に對する御感想と、之に對する我等の行動の是非につき、忌憚なき御批判拜聽致し度、其の内拜趨貴意を得べく候へ共、不取敢書中を以て御伺ひ旁如此御座候　　草々不宣

昭和八年二月八日

南　三郎

萬代一太郎

權藤成卿先生座下

右に對する權藤成卿先生の返翰

拜復　御手紙及小冊子共に落手仕候、御高示安田勝貞氏一件につき、色々御盡力、深く人心の委微に鞭たれ候事、之を平生の御行藏に照し、痛快に奉存候、猶此の上ながら、堅く公義に據り御奮進所祈に御座候、御請取束、如斯候　頓首

二月十二日

權藤成卿

南　三郎　様　侍史

(二九) 安田保善社と安田善次郎に對する不正不法行爲批判連續演說會

本後援會は、靑山會館に於ける演說會が無事終了したると與に、直ちに第二次三次四次の連續演說會を開催する事に決定、着々其の準備を進行、最初より計畫中の『チンドン屋廣告』も遂に許容

さるゝに至り、冒頭掲出寫眞の如く、全市に亘りて數組の出動あり、二月十四、五兩日は本所、深川、淺草、日本橋、城東區一圓、二月十七日は赤坂、芝、麻布、麹町各區に亘りて進行出動、滿都の子女爲めに狂喜、其の噂全市に鳴りて寧ろ演說會を頤使するの慨ありき。

其の裝束は悉く白衣、チンドン屋三名、旗持三名、行燈三名、監督一名、都合十名を一組とし、組毎に別に宣傳隊ありて聯絡宣傳ビラ撒布、其の効果驚くべきものあり。十五日の烈風、十七日の雪中進行等、觀る人悲壯と叫ばざるはなかつた。

其の他立看板の各所移動、ポスターの各所貼付、宣傳ビラの要所貼付、招待狀の發送、宣傳ビラ折込、ポスター浴場掲出等々、殆んど手を代へ品を盡して宣傳に努力した。

(三〇) 大久保新報の號外 (昭和八年二月二十日發行)

安田勝貞雪寃期成後援會主催の　佛教青年會館大演說會

出演辯士十數名の獅子吼　本日午後六時開會

安田勝貞雪寃期成後援會は、其の趣旨を社會に公表すべく本年一月以來各所に於て安田保善社の不正不法行爲批判演說會を連續開催中の處、本日は午後六時より、本鄕三丁目佛教青年會館に於てその第四回大演說會を開催すると云ふ事である。

來れ！　聽け！　而して　批判せよ

安田保善社 不正不法行爲批判 連續演說會

本所	横綱	公會堂	(第二回)	二月十五日	(水)
赤坂		三會堂	(第三回)	同　十七日	(金)
本鄕	佛教青年會館		(第四回)	同　二十日	(月)

會開時六後午日當各　雨晴論不

傍聽無料

天に口

主催者　**安田勝貞雪寃期成後援會**

(三一) 各新聞へ連續演說會開催の廣告

本後援會は演說會開催毎に多大の費用を投じて宣傳し來りたる處、今回東都五大新聞に演說會開催の廣告掲出方につき結城盛報社を通じて交渉せしめしに、報知、時事、讀賣は之を承認せしに拘はらず、朝日、日々兩新聞は容易に掲出方を承認せず遂に朝日は不〇不〇として不正不法を伏せ字とし、日々は不正不法行爲批判の八字を伏せ字として掲出方承認、二月十四日各社一齊に掲出した。伏せ字の多寡によりて、其の社と安田保善社との『取り引き』の數量が算出されるかに見えて頗る意味深長の感想に耽らさるゝを覺ゆるのである。以て一行半句も事件又は演說會等々に付き記事を載せざる『曰く』が首肯さるゝと謂ふ可き乎。悲しむく、憐むべき一世の木鐸等哉。

(三二) 連續演說會開催と各方面への通知狀

貴下益々御清榮奉大慶候、扨て弊會は、其の名の示す如く、安田勝貞の寃罪を雪ぐを以て目的とする者に御座候へ共、此の事たるや今や一個の些事として輕重すべからざる案件たるに到り候に付ては、同志相集まり、之を普天の下に公開して識者の是正を乞ひ、之を率土の濱に普及して一般民衆と相協り、以て有終の美を濟さんことを期する次第に候

其の所以は、嚴正公平なるべき裁判所は、安田保善社が提出せる僞造文書に籠まられ、安田勝貞を懲役六ケ月に處刑したるものにして、之は畏くも　天皇陛下の御名に於てする裁判所の宣告たる以上、上陛下の御稜威を害ひ、下陛下の赤子を傷けたる不臣の極と謂はざるを得ずと存候、同時に、我幾千萬の陛下の赤子は、我國司法權尊重の爲め、乃至自己一身上の擁護の爲め、實に閑過すべからざる重大案件ならずとせんや

是に於て乎、弊會は、曩きの十八日、日比谷公會堂に於て演說會を開くべき事と相成候處、丸ノ內署長の餘儀なき懇望により遂に整備せる一切の施設を一朝にして放棄せざるべからざるに立到り、其の第一線に於て、斃くも其の第一步を踏み外したる憾なからず、會員一同痛憤措く能はざる次第に候

次に去る一月廿九日青山會館に於て、第一回弔ひ演說會開催候處、陰に陽に官權の干涉有之候も、幸ひに無事大方諸君の御贊同を得て盛會裡に閉會仕り候段、感佩の至りに御座候、就ては末尾記載時日に於て連續演說會を開催し、弊會主張のある所を發表致し度、更に三月に入りては、巡回連續演說隊數組を組織して、全國に亘りて公明正大の論陣を張る準備中に御座候條、時局多端の折柄御多忙の程奉恐察候得共、社會正義の上に立てる弊會微衷のある所に御同情の上是非今回御臨席の上御批判仰ぎ度、御招待旁如斯御座候也

追て本件に對して御主張等有之候はゞ御遠慮なく御申込被下度、然る上は時間の許す範圍に於て他山の石と見て御歡迎可申上、旁々得貴意度如此御座候　草々不宜

昭和八年月　日

安田勝貞雪寃期成後援會

殿

第二回——本所(横綱)公會堂＝二月十五日
第三回——赤坂(溜池)三會堂＝二月十七日
第四回——本郷佛教青年會館＝二月二十日

(三三) 此の事件を取り扱つた僅少稀有の新聞雜誌

昭和八年一月十五日の東京時事新報は、『黃金狂時代の告訴、安田保善社相手に、文書僞造の訴へ

安田勝貞氏雪寃會生る」と云ふ三段抜き見出しを付し、本會掲出の看板を寫眞板として扱ひ、七十數行に渉りて記事を掲載した。

日を同ふして大阪時事新報は『黄金狂時代、異色風景、安田保善社の金庫に、唸る六百萬圓、引揚げの大作業、舊社員安田勝貞氏らが、國法を潜水具に』と云ふ五段抜きの見出しに、九十行に餘る記事を掲載して居る。

一月十八日の帝都日々新聞と云ふ野依新聞は、『安田勝貞雪寃期成後援會、眞赤な嘘を並べる、時事新報の特報は全く片手落、保善社の青木氏語る』と云ふ三段抜き見出しの下に、約百行に上る記事を掲載、同業時事新報の向ふへ廻はりて保善社の『ケツ』を持つて居る。

之と前後して雑誌實業の世界は、帝都日々の記事を其の儘轉載して一ページを塞いで居た。記事の二度の御勤めは、藝妓であつたら……

此の外に日本興信所通信は『安田保善社は何故告訴されたか。印章並に文書僞造の確證を摑まれて、原被兩者の主張』と云ふ二段抜き見出しの下に、五回に亘りて堂々數百行の記事を掲載した。

是等僅少稀有の新聞雑誌等に敬意を表し、今後も尚正義觀に立脚して椽大の筆を揮はれん事を希望し、世の木鐸たる任務に精進ぜん事を祈る。

(三四) 連續より全國巡回演説會に至る迄と本會員の努力

東京市内に於ける演説會は第四回本郷佛教青年會館に於ける開催を以て一時打ち切る事とした。三月は日本全國に渉りて巡回演説會を開催する事に決定して居るが、本稿締め切り時(二月末日)には尚場所時日は決定に至らなかつた。

本會は一月十日を以て呱々の聲を上げて以來五十日、雨に風に果た雪に、所信に邁進する人生の行路には難所が多かつた。然も本會員は元より充分の覺悟を以てスタートを切るには切つた譯であつても、餘りに豫想外の雜事の饒かつたには顧みて驚かされざるを得ない。筆者も理事諸君の驥尾に付して多く大禍なかりしを光榮とし、今後尚一層の勇氣を鼓舞して一路邁進せん事を願念として居る。今最初より今日に至る迄本件に軈掌されし理事諸君と、徹頭徹尾演説に從事せられし諸君の氏名を掲載して敬意を表する一端とする。

理事(順序不同)
山本 清毅　武見喜三　南 三郎　萬代一太郎　淺野 清一

事務(順序不同)
主催事務　山本 清毅　松崎富之助

庶務　南三郎　高畠徵平　飛鳥金三
會計　萬代一太郎　大村一郎

演說會出席者（順序不同）

山本清毅　南三郎　淺野清一　松崎富之助　高山兼吉　松井明
番匠勇　粂川玄太郎　今福吉三　和泉盛　高畠徵平　玉杵一男
森星山

就中、森氏は獨特の達筆を以て會場を魅し、玉杵氏は皇風流吟聲報國之趣旨を以て立ち、開會の前後に亘りて詩歌を朗吟し、玲瓏の玉音、勇壯の聲調、滿堂爲に肅然。聽く者皆恍然たり、記して同氏の前途を祝福する、

顧みるに本會の使命は尙前途遼遠である。遼遠なりと雖も吾人は目的の達成に精進せねばならぬ本會の目的の達する日は、今日に於て豫期すべからずであるけれど、必ず達成するの日はあり得る事を確信し、又あらざるべからざる事を宣言するものである。唯人事魔多し、相與に警戒して一路邁進せん哉〳〵。玆に內外同憂諸彥の健康を祈り、本會使命の一日も早く達成されん日の近からん事を期し、光明の最近にある事を確信して筆を擱く事を光榮とす。（畢）

昭和八年三月桃花の節

昭和八年三月十四日印刷
昭和八年三月十六日發行

【定價拾錢】

著者　南三郎
東京市牛込區河田町十二番地

發行兼印刷者　山本清毅
東京市豊島區池袋五丁目三百廿七番地

發行所　安田勝貞雪寃期成後援會

大賣捌所　東海堂　北隆館　東京堂　大東館　栗田書店
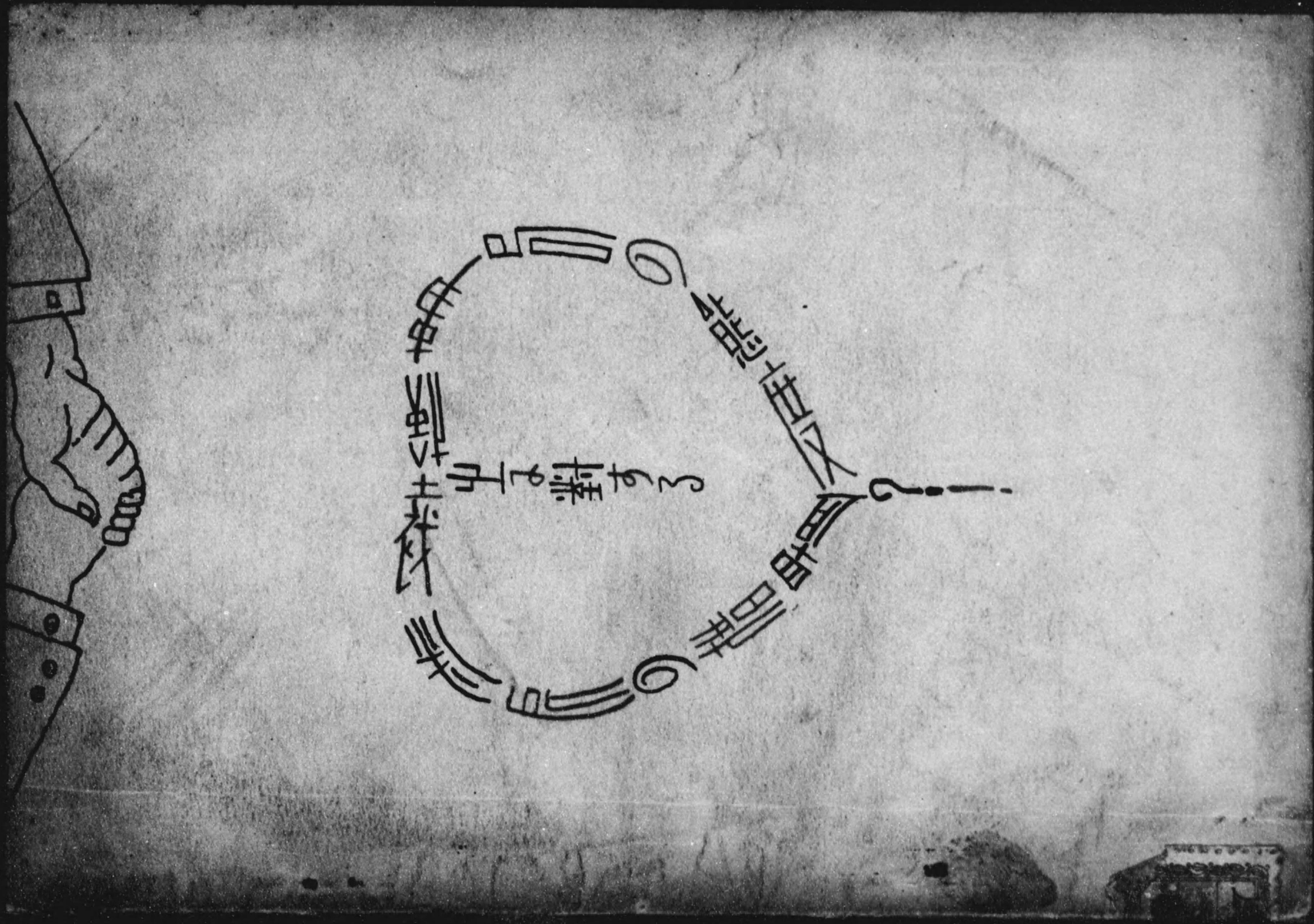
復製
轉載
隨意